

議 事 日 程 第 2 号

平成25年12月4日（水）午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第2号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1 番	木	村	芳	浩	議員	2 番	相	田	克	平	議員	
3 番	高	橋	嘉	門	議員	4 番	佐	藤	弘	司	議員	
5 番	山	田	富	佐 子	議員	6 番	山	村		明	議員	
7 番	鈴	木	章	郎	議員	8 番	高	橋		壽	議員	
9 番	白	根	澤	澄	子	議員	1 0 番	佐	藤	忠	次	議員
1 1 番	遠	藤	正	人	議員	1 2 番	堤		郁	雄	議員	
1 3 番	工	藤	正	雄	議員	1 4 番	齋	藤	千	恵	子	議員
1 5 番	島	軒	純	一	議員	1 6 番	海	老	名		悟	議員
1 7 番	渋	間	佳	寿	美	議員	1 8 番	相	田	光	照	議員
1 9 番	中	村	圭	介	議員	2 0 番	小	島	卓	二	議員	
2 1 番	佐	藤		兵	議員	2 2 番	高	橋	義	和	議員	
2 3 番	小	久	保	広	信	議員	2 4 番	我	妻	徳	雄	議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長	安 部 三十郎	副 市 長	小 林 正 夫
総 務 部 長	須 佐 達 朗	企画調整部長	山 口 昇 一
市民環境部長	赤 木 義 信	健康福祉部長	菅 野 智 幸
産 業 部 長	多 田 美佐雄	建 設 部 長	加 藤 吉 宏
会 計 管 理 者	遠 藤 善 則	総 務 課 長	菅 野 紀 生
財 政 課 長	後 藤 利 明	総合政策課長	我 妻 秀 彰
水 道 部 長	細 谷 圭 一	病院事業管理者	芦 川 紘 一
市 立 病 院 長	加 藤 智 幸	教 育 委 員 会 長	高 橋 英 機
教 育 長	原 邦 雄	委 員 長	神 田 仁
教育指導部長	土 屋 宏	教育管理部長	佐 藤 庄左門
農 業 委 員 会 長	高 橋 寿 一	農業委員会会長	
事 務 局 長	生 田 英 紀	職 務 代 理 者	小 林 栄
選挙管理委員会	遠 藤 誠 司	選挙管理委員会	
事 務 局 長		委 員 長	
監 査 委 員 会		代表監査委員	大 澤 悦 範
事 務 局 長			

出席した事務局職員職氏名

事 務 局 長	近 野 長 美	事 務 局 次 長	高 野 正 雄
副 主 幹 兼 議事調査係長	松 田 順 子	庶 務 係 長	青 木 重 雄
主 査	堤 治	主 任	我 妻 政 仁

午前 9時00分 開 議

○島軒純一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第2号により進めます。

.....

日程第1 一般質問

○島軒純一議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許可します。

一つ、消費税増税に伴う市民生活や地域経済への影響と対策について外2点、9番白根澤澄子議員。

〔9番白根澤澄子議員登壇〕（拍手）

○9番（白根澤澄子議員） おはようございます。

日本共産党市議団の白根澤澄子です。

3点について質問いたします。

初めに、消費税増税に伴う市民生活や地域経済への影響と対策についてお伺いいたします。

安倍首相は10月1日、来年4月から消費税を5%から8%に増税すると表明しました。消費税増税の目的は、社会保障の充実と財政再建ということです。安倍内閣は、現在開会中の臨時国会に社会保障制度を改変する手順を定めるプログラム法案を提出しています。その内容は、70歳から74歳の患者負担を1割から2割に引き上げる、介護保険で要支援認定者向けの訪問・通所介護を保険給付から外す、一定所得以上の方の利用料を1割から2割にするなど負担増と利用制限であり、社会保障制度を改悪するものになっています。消費税増税は社会保障の充実のためでないことは明らかです。

政府は、消費税増税と同時に法人税減税を実施することにしています。一方から税金を取り立て他方で減税するということでは、財政再建にはな

りません。消費税を増税すれば景気が悪化し、財政再建どころか財政悪化を招くことは1997年の消費税増税の経験から明瞭です。

消費税は生計費非課税という税制の原則に反する不公平税制です。生計費に課税されるとともに所得の低いほど負担率が高くなる逆進性があり、このような問題のある消費税を増税することは、貧しい人をさらに貧しくし、貧困と格差を広げます。ですから、世界では富裕層に増税し、社会保障や財政再建の財源を確保するという政策が主流になってきています。日本でもこの流れに沿って消費税増税を中止すべきです。

消費税の8%への増税による国民負担は8兆円と言われています。みずほ総研の試算では、年収300万円未満の世帯で5万7,529円、400万円から500万円未満の世帯で7万8,869円の負担増になります。税と社会保障の一体改革でさらに医療保険や年金保険、介護保険などの社会保険料の負担増、所得税や住民税への震災復興税の上乗せによる負担増も加わります。収入がふえる見込みがない、むしろ年金、生活保護費削減など収入が減る中での負担増ですから、生活を圧迫するなど生活に及ぼす影響は大変大きなものがあります。

米沢市は来年4月から消費税引き上げに伴う使用料等の改定を予定し、今議会に29の条例改正案を提案しています。市営体育館やコミュニティセンター会議室使用料、上下水道料金等に消費税3%分を上乗せするものです。年間の市民負担増は9,386万円です。消費税や社会保険料等の負担が相当重いものになると見込まれるのに公共料金の負担増も市民に求めるのでしょうか。市民福祉の増進を図るという行政の役割を考えれば、使用料等に消費税増税分は上乗せをしないという選択肢があってもよかったのではないかと思います。今からでも見直しを求めたいと思います。一般会計については消費税法の特例で消費税の申告義務がないことから、一般会計の使用料等の改定は撤回を求めます。いかがでしょうか。

市立病院は、病院の努力と診療報酬の引き上げ等で黒字経営になってきていますが、来年4月以降、医療機器や薬品等を購入すれば8%の消費税がかかり、診療報酬の引き上げや特別な対策がなければ経費がふえ、赤字経営に陥り、医療提供に支障を来す事態も想定されます。消費税3%の増税分のうち患者に転嫁できず患者負担となる分を幾らと見込んでおられるのでしょうか。その結果、病院経営はどうなる見通しでしょうか、お尋ねします。

全国自治体病院開設者協議会と全国自治体病院協議会が連名で「医療機関に対する消費税制度の改善について」という消費税増税による病院への影響に対する対策を求める要望書を政府に提出しています。安倍首相は診療報酬の引き上げに消極的なようです。民間病院などとも協力して、さらに強力に政府に診療報酬引き上げなどを働きかけていく必要があると思いますが、どうでしょうか。

消費税増税は、市内企業・業者、地域経済に相当大きな影響を及ぼすと考えられますが、どう見ておられるでしょうか。全国商工団体連合会の付属機関である中小商工業研究所がことし6月に調査した2012年下期の営業動向調査によれば、現在の5%の消費税を価格に完全に転嫁できない事業所は54.1%です。税率10%になった場合、完全に転嫁できないは72.6%、利益・売上げが減るは49.7%、廃業を考えざるを得ないは13.9%です。現在でも消費税負担が重いのに、8%に増税になれば完全に価格転嫁できず、事業者の努力だけではどうにもならず倒産・廃業が相次ぎ、市内事業所の減少を加速させることになるのではないのでしょうか。地域経済も冷え込ませることになるとと思いますが、見通しをお伺いします。

消費税増税で苦境に追い込まれる市内中小企業者等への積極的な支援が必要ではないかと思えます。何か検討しておられるでしょうか。

群馬県高崎市はことし4月から、「まちなか商店リニューアル助成事業補助金」制度を実施して

います。住宅リフォーム助成事業に対して商店版リフォーム助成事業と言っている事業です。商店とはなっていますが、小売り、宿泊、飲食サービス、生活関連サービス業と幅広く支援し、市内の施工業者や販売業者を利用して店舗等の改装や備品購入を行う場合、費用の2分の1を補助するもので、上限は100万円です。米沢市でもこのような事業を実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、森林・林業の現状と林業の振興についてお尋ねします。

日本の森林面積は、この40年間ほぼ横ばいで、減少していません。しかし、1960年の丸太の輸入自由化、1964年の製材品を含む木材の全面自由化により、現在日本の木材需要の7割強を外国産が占め、2012年の木材自給率は27.9%です。森林が減少していないのに木材の需要が大幅に減っているということは、森林の整備・活用がなされず、森林が荒廃してきているということになります。人工林の多くが間伐などの手入れが不足し、太陽の光が差し込まず、質的に脆弱な森林も少なくないということです。土砂災害や洪水が起きやすい環境になっていると言えます。まきの利用がなくなって放置されている里山は野生動物が活動する温床になってきており、山村の過疎化も相まって、鳥獣被害を拡大させています。

水資源涵養や国土保全などの多面的機能があり、低炭素社会構築に寄与する森林を再生し、雇用確保や山村振興につながる林業振興を図ることが、ますます重要になってきています。

2009年、農林水産省は森林・林業再生プランを発表し、木材自給率を平成20年の24%から10年後に50%以上にするという目標を定めました。そのために林業、木材産業を地域産業として再生し、木材の安定供給体制を構築するとしています。国産材の価格が外国産材より安く、林業経営が成り立たない現状にあることから、政府には木材の受給と価格を安定させる政策が求められます。

まず、米沢市の森林の現状がどうなっているかを把握されているのか、お聞きします。

また、どのような森林に整備するのか、森林のあるべき姿をどのようにお考えなのか、お尋ねします。

山形県は、「やまがた緑環境税」を活用した森林環境緊急保全対策事業で、保全上重要な森林を対象に3つのタイプで整備してきています。杉人工林を広葉樹が入り交じった森林へ誘導、杉人工林をいろいろな樹齢からなる森林へ誘導、病害虫などで荒廃した里山林の再生の3つです。この事業による整備は民有林のほんの一部ですが、今すぐ手を入れることができなくても、森林全体の現状把握と、それをどのように整備するのかという全体像を描いていくことが大切ではないかと思います。

木材資源の活用が減り、木の伐採が停滞してきていることから、木材として利用可能な森林が増加しています。それらの森林を利用していくためには、地元産木材の需要を拡大する方策が必要です。建材としての利用では、2010年に「公共建築物の木造推進法」ができ、公共施設建設や改装で木材利用が拡大してきています。より一層の推進を求めます。一般住宅では米沢市でも山形県でも地元産木材使用を推奨し、補助事業を実施しています。多くの人に知らせる宣伝を行っていただきたいと思います。

木質バイオマスとしての活用は、これからの拡大が必要な課題です。山形県における平成20年の人工林の間伐材のうち運び出されずに林内に放置された割合は約80%だということです。林道などが整備されていないなどの課題解決が必要ですが、バイオマスとして利用できる材料があるということです。

バイオマスとしての利用は、熱利用と発電利用があります。そのうち熱利用のペレット製造事業を米沢地方森林組合が計画しています。実施までには課題があるようです。市として森林組合と

もに課題解決に取り組むなど後押しをしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

山形県は、住宅、事業所、農業用のペレットやまきストーブ設置の補助事業を実施していますが、米沢市も補助事業を実施すればペレットストーブなどの利用が促進されると思います。市独自のペレットストーブ等の購入補助事業を実施できないでしょうか。

来年4月開校する米沢栄養大学でペレットボイラーを導入しました。公共施設から民間の事業所や農業用にもペレットやチップボイラーの導入が広がるよう、バイオマスボイラー設置の補助制度を米沢市として設けられないでしょうか。県もまだ設けていませんので、バイオマスの需要拡大のためには必要だと思います。

ペレットの原料となる間伐材を安定的に収集するには、仕組みをつくらなければなりません。市民参加型でできないでしょうか。西川町が「軽トラ林業支援事業」をことし6月開始しています。西川町内の山林の持ち主が杉の間伐材を軽トラックに積める長さに切って製材所に持ち込むと、西川町内で使える商品券と交換するというものです。このような仕組みが必要だと思います。森林組合などと協議検討をしていただきたいと思います。どうでしょうか。

林業の担い手の育成はどうなっているでしょうか。山形県の1960年度の林業就業者は約1万人で、そのうち半数は若手就業者でしたが、2010年度には就業者が1,000人以下に減少しており、若手就業者もそのうちの1割以下になっています。新規林業就業者を確保し、計画的に林業の技能者を育成することが必要ですが、進んでいるでしょうか。

国民健康保険制度の改善についての質問に移ります。

国民健康保険加入世帯の平均所得は年々減少しており、一方で国民健康保険料は上昇し続け、1990年度の世帯当たりの負担率が5.64%だったのに対して2010年度には10.11%と倍近くまで高くなっ

ています。滞納世帯がふえるのは当然です。国庫負担をふやし、払える保険料にしていくことが求められます。

米沢市の滞納世帯に対して発行している資格証明書等の推移を見ると、昨年9月の資格証明書発行25世帯に対し、ことし11月は22世帯と少し減っています。短期保険証発行のほうは、昨年9月は781世帯でしたが、ことし11月は835世帯と54世帯ふえています。国保税を払うことが困難な世帯がふえているのではないかと思います。子供や高齢者、障がい者等への自治体による医療費助成に対し国は国保の調整交付金を減額するなどしていますが、米沢市は今年度減額された分として約2,000万円を一般会計から繰り入れしています。国保改善に努力されていることを評価しますが、現状からもう一段の努力を求めたいと思います。

国保税には平等割と均等割に7割、5割、2割の法定減免がありますが、米沢市の独自の減免として、18歳未満の子供、高齢者、障がい者の均等割を3割減免できないでしょうか。とりわけ、収入がない子供の分の均等割については全額免除でもいいくらいですが、せめて3割減免を実施してはどうでしょうか。

米沢市は、2011年12月から国保一部負担金の減免制度を施行していますが、現在まで適用がありません。広報よねざわで制度紹介をするとともにチラシを作成し、医療機関、薬局、ハローワークなどに置いてもらい、制度を周知していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。減免適用による費用については、ぜひ一般会計での負担とされるよう要望します。

以上、質問いたします。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの白根澤澄子議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、消費税増税に伴う市民生活や地域経済への影響と対策について、市立病院関係以外に

ついてお答えをいたします。その他の項目につきましては部長よりお答えをいたします。

消費税法では、国内において資産の譲渡等を行う個人事業者及び法人を納税義務者としており、地方公共団体も国内で資産の譲渡等を行う限り、消費税の納税義務があります。このようなことから、上水道事業を初め下水道事業、病院事業等の公営企業は消費税を納税しなければならず、仮に消費税率引き上げの転嫁を実施しなければ事業の収支に多大な影響を与えることから使用料を改定しようとするもので、この点を御理解いただきたいと思います。

一般会計について申し上げますと、消費税法の規定により特例制度が設けられており、申告義務はないものとなっております。しかしながら、歳出面である公の施設の維持管理費には当然に消費税が課税されております。今回条例改正を行う公の施設の維持管理費について、消費税率引き上げによる影響額を平成24年度決算をもとに試算しますと、約2,300万円の歳出増が見込まれます。これに対し使用料の改定により歳入は230万円の増となると試算しております。使用料は公の施設を使用した場合の受益者負担として使用者からいただいているものであり、施設の維持管理費に充当されているものであります。

また、使用料の額は、もともと使用者の負担が過大にならないように低価格に設定しているところでもあります。さらに、10月8日付総務省自治財務局からの通知において、各地方公共団体においては、消費税率の引き上げに伴う公共料金の改定について、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として適切に対処するようにと示されたところでもあります。

このようなことを踏まえ、確かに一般会計では申告義務はありませんが、このような歳出増に対して適正な転嫁を図る必要があると判断し、消費税率引き上げに係る使用料改定の改正案を上程いたしましたので、御理解を賜りたいと思います。

次に、市内企業や地域経済への影響について申し上げます。

消費税は最終消費者が税を担う間接税でありますので、基本的には事業者は売り上げのときに受け取った消費税から仕入れで支払った消費税の差額のみを納めることになります。しかしながら、御指摘のように価格競争が激しい業種や中小零細事業者においては完全には消費税を価格に転嫁できず、結果として利益を削って消費税を負担している実態があることは関係機関の調査からもわかります。そのような点から、消費税増税は中小零細企業の経営を圧迫するのではないかと懸念しております。

続いて、中小企業への支援策の現状と今後の支援策についての御質問ですが、国では平成元年の消費税導入時や平成9年に消費税率が3%から5%に引き上げられた際の事例等を考慮して、今回の消費税率の引き上げに際し、新たに「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」、略して「消費税転嫁対策特別措置法」を定め、さらに「消費税引き上げに伴う経済政策パッケージ」と称する設備投資減税の拡充や所得拡大促進税制、創業・ベンチャーを支援する税制、研究開発や企業の防災を支援する税制措置を図っています。

本市としましては、県や商工会議所を初めとする支援機関と連携を図りながら、これらの情報提供に努め、経済活動への悪影響が極力出ないように対処してまいりたいと考えております。

また、現在本市では中小企業支援策として米沢市商工業振興資金融資制度や信用保証制度を設けておりますが、県、金融機関、米沢商工会議所と連携しながら、地域内の経済情報の収集と中小企業経営相談などに取り組んでおります。

なお、今回の支援策として群馬県高崎市のまちなか商店リニューアル助成事業を例に本市でも実施できないかとの御質問ですが、まず本市

の事業者の皆様から要望を伺ってみたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 加藤市立病院事務局長。

〔加藤智幸市立病院事務局長登壇〕

○加藤智幸市立病院事務局長 私からは、消費税引き上げに伴う市立病院経営への影響についてお答えいたします。

初めに、市立病院の費用負担はどの程度かということですが、現行の消費税制度におきましては病院の費用については一般の企業と同様に5%の消費税を負担しておりますが、病院収入の大半を占めております医療費に係る消費税はおおむね非課税とされており、さらに診療報酬という形で全国一律の料金となっておりますので、病院は費用に係る5%分を患者さんの支払う医療費に転嫁できないことから、制度上、控除できずに病院負担となる消費税分が生じております。

御質問にもございますこのたびの消費税率の引き上げに伴う市立病院の費用負担の増加ですが、平成24年度決算を例に申し上げますと、費用に係る消費税額のうち控除できずに病院負担となった金額としましては約1億2,000万円を計上しております。この金額をもとにしまして消費税率の引き上げの影響を単純に計算しますと、8%であれば約7,000万円の増加となり、10%であれば約1億2,000万円の増加となります。

なお、現在、収入に関しましては政府内において診療報酬引き下げの議論もあることから、診療報酬の改正にあわせて消費税の改正分について加算した対応がなされるものなのか、現時点では不明となっております。

次に、市立病院の経営状況への影響ですが、さきに申し上げましたとおり多額の費用負担を伴いますことから、仮に消費税率10%であれば平成23年度の黒字額約1億3,000万円のほとんどが消費税分でなくなる計算になりますので、このたびの増税が市立病院の経営に与える影響は非

常に深刻なものであると考えております。

次に、全国自治体病院等の要望についてでございますが、医療費に係る消費税制度につきましては、病院の費用負担が大きいことから税率の引き上げよりも以前から全国自治体病院協議会、公立病院と私立病院で構成しております全国公私病院連盟、日本医師会など医療関係団体から抜本的改革が要望されてきておりますが、いまだに実現されておられません。市立病院としましては、引き続き加入団体を通じて改革の実現に向けて努めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

〔埴田美佐雄産業部長登壇〕

○埴田美佐雄産業部長 私からは、2番の森林・林業の現状と林業振興についての御質問についてお答えします。

初めに、本市の森林の現状はどうなっているのかについてであります。本市の森林は総面積5万4,874ヘクタールの77%を占める4万2,031ヘクタールを有しており、そのうち民有林面積は3万2,262ヘクタールと森林面積の77%を占めております。杉を主体とした人工林は8,107ヘクタールで、人工林率は25%と県平均の39%に比べ低い状況になっております。

また、本市の森林は山形県の最南端で最上川の最上流部に位置することから、木材生産等の経済的機能のみならず、国土保全、水源涵養、保健休養等の公益的機能発揮の面からも地域住民の生活に欠かせない重要な役割を果たしていると認識しております。

しかしながら、木材価格の低迷などから林業を取り巻く環境は依然として厳しく、林業の全般的な停滞、造林の減少、間伐・保育等が適正に実施されていない森林の増加や森林病虫害の被害等により森林の荒廃が危惧されております。そのため、平成24年4月から10年間の地域の実情に即した森林整備を推進するための長期的な視点に立った森

づくりのマスタープランである「米沢市森林整備計画」を策定しております。その中で、地域の目指すべき森林資源の姿として、水源涵養機能、山地災害等の防止機能、快適環境の形成機能、保健文化機能、木材等の生産機能の5つに区分し、それぞれの機能の高度発揮を目指すこととしております。

人工林においては、作業道の整備や高性能林業機械の導入による労働生産性の向上と適正な管理により健全な人工林を造成してまいります。また、人工林として適切な生育が見込めないところや生産性の向上を図ることが困難なところは、針葉樹と広葉樹とがまじって生育するように誘導してまいります。

天然林については、ナラ枯れなどの森林病虫害対策の一環としてまきなどのエネルギー資源や木質バイオマスの利用を促進し、若返りを図りながら低炭素社会の実現に貢献する森林づくりを目指してまいります。

このように、森林のあるべき姿は、私たち一人一人が森林の働きを理解し、その恩恵を享受するための人と森林の理想的なかわりど、そうした人の営みや絶えない努力を通じて初めて実現される多様で豊かな森林の姿として描いていきたいと考えております。

次に、地元産木材の需要を拡大する方策についてであります。議員御指摘のとおり、公共建築物の木材利用の基本的方針により、関係課と連携を図りながら積極的に取り組んでまいりたいと考えております。このたびの新文化複合施設の外壁のほか、計画されております道の駅や各コミュニティセンター建設においては、構造材として地元産木材を積極的に使用するよう検討してまいりたいと考えております。

また、現在、地産木材使用住宅に対する補助金につきましても、実績としまして平成23年度は予算額上限の住宅7件で210万円、平成24年度も住宅8件とごみ収集所5件で275万円、本年度は住宅9

件とごみ収集所3件で291万円となっております。

建築用材として利用できないものは、合板やチップ材、そして木質バイオマスエネルギーとして使用するよう取り組んでまいります。

木材は、太陽エネルギーと木の生命力によって繰り返し再生産することができる持続可能な資源です。資源の持続性が維持される循環型社会の実現が切望される現代においては、化石資源から生物資源に移すことが必要だと考えております。木材の生産と利用が支障なく効率よく回転を始め、我々の生活基盤の一部がこのシステムで支えられるようになることで、森林を活用した循環型社会の構築の実現につながるものと考えております。

ペレット工場の建設については、米沢地方森林組合で構想を練っている段階であり、建設場所やコスト等の課題もありますので、今後、関係する1市2町とも連携し、実現に向けた検討を進めていきたいと考えております。

また、ペレットストーブは各家庭単位でのさらなる普及が期待できることから、間伐材の有効活用を促進するための検討をしてまいりたいと考えており、ペレットボイラーについても今後、公共木造建築物建設時の導入の検討や化石資源に頼らない園芸施設の暖房用として冬期間における農業生産への活用についても研究してまいりたいと考えております。

次に、間伐材の収集を市民参加型でできないかとありますが、議員からお話があったとおり、西川町では新エネルギー利用戦略における町民を対象としたアンケート調査の結果、産業振興のために利用すべき新エネルギーとして最も要望が多かったのが森林・木材であったことから、山林の持ち主が間伐した丸太を町内の製材所に持ち込み、町内で使える商品券と交換するという「軽トラ林業支援事業」を今年度から展開されております。

また、鶴岡市の温海町森林組合でも間伐した杉丸太を現金で買い取る制度が行われておりますが、これは新潟県の民間の集成材を生産する大規模木

材加工施設への供給体制が整っているため、長さが2メートルの丸太を原料とする製材施設を森林組合が整備し、組合員からの現金での買い取り制度に取り組んでいるものであります。

本市といたしましては、ペレット工場建設とあわせて、同様な支援事業ができないかを検討してまいりたいと考えております。

次に、林業担い手の育成についてであります。林業就業者数は、森林所有者の経営意欲の低下により林業生産活動が停滞してきたこと、人手を要する植えつけや下刈りなどの造林作業が減少してきたことなどから長期的に減少傾向で推移し、高齢化も進行している現状であります。そのため、米沢地方森林組合では国の事業である緑の雇用担い手育成対策事業や次代を担う林業従事者育成事業等により、将来的に森林整備に従事する担い手の育成・確保に取り組まれています。

本市といたしましても、公共建築物や住宅への地産木材の利用促進やペレットストーブの普及等による間伐材の利用を促進するためのさまざまな施策を推進することにより、林業担い手の育成並びに雇用の確保を支援してまいりたいと考えております。

また、林業担い手育成とあわせて、地域での指導的な役割を担っていただいている林業士や専門機関による研修会の開催により、森林・林業に関する技術の継承を行っていく必要があると考えております。

私からは以上でございます。

○島軒純一議長 赤木市民環境部長。

〔赤木義信市民環境部長登壇〕

○赤木義信市民環境部長 私からは、国民健康保険制度の改善についてお答えいたします。

初めに、市独自に均等割の3割減免をできないかとの御質問であります。国民健康保険の加入者の職業構成が全国的に大きく変化し、自営業者や農家などが中心だったものが無職や被用者保険に加入していない被用者などの割合が増加してい

ます。低所得者が多く加入する中で、国民健康保険税の負担の軽減を図るため、国民健康保険加入世帯の所得が所得基準額以下の場合は均等割額、平等割額の7割、5割または2割を軽減する制度があります。

本市の状況を申し上げますと、今年度11月賦課時点で、国民健康保険税の課税世帯は1万2,622世帯ありますが、そのうち7割軽減が3,705世帯、5割軽減が920世帯、2割軽減が1,851世帯の合計6,476世帯で、51.3%の世帯が軽減されております。軽減相当額については、保険基盤安定制度により、4分の3を県が、4分の1を市が負担することになっております。

一方、国では、社会保障と税の一体改革に伴い、低所得者の保険税軽減措置の拡充などの低所得者対策などに着実に取り組むとしております。具体的には、5割軽減・2割軽減世帯の所得基準額を引き上げることによる対象世帯の拡大を図るとし、来年度の実施に向け準備を進めております。対象世帯が拡大されますと、11月賦課世帯で試算をした場合、軽減対象世帯は5.1%増加すると見込まれます。この場合、本市の負担が約1,000万円ほど増加すると予測されるところであります。

このように、軽減対象世帯の拡大が予定されていることから、市独自の均等割3割減免については考えていないところであります。

次に、一部負担金減免制度の周知についてお答えします。

「米沢市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する要綱」は、平成23年11月に制定しました。この制度は、一部負担金の支払い義務を負う世帯主または被保険者が過去1年以内に震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡あるいは障がい者となり、または資産に重大な損害を受けたときや事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したときなどに該当し、一時的にその生活が困難となった場合において、あらかじめ申請することで一部負

担金の減額、免除、徴収猶予を受けることができます。なお、入院療養を受ける被保険者の属する世帯で、かつ世帯主などの預貯金総額が基準額の3カ月分以下である場合に限り行うものとしております。

基準額の算出方法及び減免の要件については、一部負担金の全額を免除する場合は国庫補助の対象となるため国の通知と同様の内容としていますが、減額や徴収猶予に関しては認定基準を緩和しております。

制度については、市広報紙を活用した国保だよりで周知を図っていますが、これまでこの要綱に基づく利用実績がないことから、議員お述べのとおりに、市広報紙で周知するほか、チラシを作成し、医療機関や薬局などへの掲示などにより周知を図ってまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） まず、消費税でお伺いしたいと思います。市の消費税増税になったときの維持管理費等の負担が2,300万円ほどふえるということです。そういうふうな負担がふえるというのは大変なことですが、ただ使用料についてはもう少し検討していただきたいと思ったところです。一般会計のほうなんですけれども、その多くが社会教育施設の使用料になっていると思います。社会教育施設については生涯学習のほうで生涯学習の推進を図ってしまして、平成24年3月策定の第2次米沢市生涯学習振興計画、これを立ててしまして、生涯にわたって、いつでも、どこでも、誰でも学習できる環境づくり、これを行っていくということを基本理念で定めておりますし、基本方針では「気軽により深く学習できる環境づくりを大切にします」とうたっているところなんです。使用料というの、この生涯学習振興に大いにかかわってくるのではないかと思います。消費税増税だから上げなくてはいけないというふうに単純にそのようにしたと思いません

れども、生涯学習振興計画との関係で生涯学習の振興を図っていくという観点から、使用料の改定について十分に検討されたのかどうか、お伺いしたいと思います。

○島軒純一議長 神田教育管理部長。

○神田 仁教育管理部長 このたびの消費税の増税に伴う使用料の改定でございますが、この件につきましては市全体の考えという部分で進める中で、生涯学習の振興、また生涯スポーツの振興など、さまざまな部分がございます。そういった部分で、若干ではございますが、使用料の改定に伴って受益者の方の負担がふえるという部分はございますが、そういった施設を維持管理する部分での歳出の増等もございますし、また社会教育関係団体等におきましては減免されている部分もございますので、そういった部分も勘案しながらこのたびの改正に至った経緯もございますので、御理解いただきたいと思います。

○島軒純一議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） 生涯学習の振興ということであれば、使用料についてはだんだんと逓減して減らしていった振興を図る、こういうことも考えるべきではなかったのかなと思います。確かに2,300万円ほど、全体ですけれども、ふえます。社会教育施設の維持管理費などについても大きくなっていくのは当然かと思いますが、せめて一般会計分については、米沢市の負担といいましか、市民に負担をさせないというような方策をもっと検討してほしかったなと思います。その金額、市長もおっしゃいましたけれども230万円ほどなわけですね。こういうような負担を米沢市がして生涯学習、社会教育の振興を図っていくというようなことをされてもよかったのではないかなと思います。現在でも社会教育施設、公民館等に見ても使用料等は取っていないという自治体もあるところなんです。つまり、一般会計には消費税分は上乗せをしていない、使用料等に上乗せをしていないという自治体も数少ないながらある

わけなので、米沢市としてもせめて3%分は上乗せをしないという選択をしていただきたかったなと思っているところです。

現在の5%の消費税分でも大変重い市民負担になっているわけで、これが8%という負担になれば生活への負担、非常に重いですし、事業者の負担も大変ということであれば、ここで米沢市ができるだけ市民負担をふやさないという方策をとっていただきたかったと思うんです。

中でも重いのは水道とか下水道なわけですね。ライフラインでもありますし、この辺は本当に値上げしないでいただきたいものだと思ったんですが、せめて一般会計の分だけでもと思ったところなんです。生涯学習、社会教育との関係もありますけれども、市長としてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 理念としては確かにごもつともな面があると思っています。しかしながら、現実的な対応としてはやむを得ないものと考えたところなんです。

○島軒純一議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） 大変残念です。

中小業者の支援ということですが、高崎市の例を申し上げましたが、市の事業者から要望などを伺って今後検討してみようということなんです。高崎市の事業ですけれども、紹介しましたが、産業部長としてはどういうふうにご事業を捉えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○島軒純一議長 多田産業部長。

○多田美佐雄産業部長 議員仰せのとおり、群馬県高崎市の商店リフォーム助成事業につきましては大変有効な事業であると思っておりますが、ただ事業者意識、企業意識、これが一番重要な課題であるわけですので、その状況を的確に把握した上で、本当にできるのかも含めまして検討すべき課題であるということで、研究していかなければならないというふうな気持ちでおるとこ

ろでございます。

○島軒純一議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） 有効ではないかというふうに評価されているわけですね。事業者のほうから要望があるかどうかとか、この事業とほかにもお伺いするという事なんですけれども、できるだけそれを早く実施していただきたいと思うんです。もう来年の4月に消費税増税が決まっているわけですね。事業者の方の経営がますます大変になる中でこういう事業を実施するという事ではなくて、できるだけ悪化しない前に早くから実施するということが事業実施の効果も上がるのではないかと思いますので、要望を聞く、あるいは調査というようなことに余り時間をかけずにやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 十分その点は承知しております、私どもも一つの課題としてテーマとして内部で検討しているところでございますので、議員仰せのとおり、前向きに研究してまいりたいと思っておりますのでございます。

○島軒純一議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） では、よろしく願いいたします。

森林関係のほうなんですけれども、現状のことから考えて2つのことが今重要なと私としては思っているところです。一つは、米沢地方森林組合がペレット製造事業について構想段階であるということなんですけど検討しておられるということなんですけれども、この事業の実施を実現させるということです。もう一つについては、間伐材の収集体制の確立ということだと思っているところなんです。ペレット製造の工場の設置の場所、ここで現在とどまっているということです、できるだけ米沢市が2市2町の中でも森林が一番多いのではないかと思いますので、米沢市に設置できるように、ぜひ協力、相談をしていただきたい

なと思っています。

間伐材などの収集体制の確立ということなんですけれども、これについては西川町の例などについて研究していくということです、ぜひこの辺も早目に検討していただきたいと思いますと思っています。

お伺いしたいのは、需要のほうなんですけど、需要の拡大ということでは各家庭、事業所等でペレットストーブやボイラーなどを使っていただくということが必要だと思うんです。米沢市として、ペレットストーブ等の設置の補助について検討していくという答弁だったと思いますが、これを実施していきたいので検討しているということによってよろしいのでしょうか。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 第5期実施計画の見直しの中でも我々としてはテーマとして上げておりますが、ペレットストーブの普及については十二分有効な策として捉えておる中で、具体的にどの程度の予算をもって対応していくのかについて検討している段階でございますので、今後、来年度に向けても検討してまいりたいと考えております。

○島軒純一議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） 来年度から実施できるように要望していくということではないのでしょうか。来年度検討して実施するかどうかということなんでしょうか。それでは非常に残念だなと思います。ペレットの使用ということ、チップボイラーなどもあるんですけど、ペレットというふうにとめさせていただくと、非常に使用等が広がってもきているし、周知も広がってきているのではないかなと思います。ですので、ぜひ米沢市としても県にあわせて補助事業を実施していただいて、需要拡大をしていくというふうにしていきたいなと思います。そうすることで森林の循環ということも進むのではないかなと思いますので、前向きの検討をよろしくお願いいたします。

○島軒純一議長 以上で9番白根澤澄子議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前10時00分 休 憩

~~~~~  
午前10時10分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、米沢八幡原中核工業団地について外2点、10番佐藤忠次議員。

〔10番佐藤忠次議員登壇〕（拍手）

○10番（佐藤忠次議員） おはようございます。自民クラブの佐藤忠次です。

まず最初に、前参議院議員の渡辺孝男先生がこのたび市立病院の院長の要職をお引き受けくださいまして、本当にありがとうございます。市立病院の建て替え事業に大いに御期待を申し上げたいと思っております。

それでは、質問に入ります。

八幡原工業団地ができてから半世紀を経過しようとしています。国の中小企業基盤整備機構の見直しを受けて、このたび米沢市が未販売地を一括して買入れを決めたことは、今後の市の発展に大変よかったと思っております。この団地は、約50年前、故田中角栄首相の日本列島改造論の政策として第1号の指定を受けたと聞いております。当時の建設大臣は米沢出身の木村武雄先生でした。当時の市長は故吉池慶太郎氏だったと思います。いかに国と地方の連携が強かったかがうかがわれます。

それでは、質問に移ります。八幡原工業団地についてです。未造成地の今後の取り扱いについてです。この地は平成6年に地域整備公団より市に移管されております。また、公団に買収される前は木和田部落の共有地であり、山林の一部は学校

林として松の植栽や管理をしまっていました。山林は民地もあり、我が家の所有地もありました。当時を知っている方々は大分少なくなりましたが、この地の開発を待ち望んでいる人はまだたくさんおられます。

平成7年、私が初めて議員にさせていただき初めての質問が、この地の開発でした。造成するにはまず道路建設が最初と思い、当初計画の道路新設を訴えましたが、前市長には、いつ誘致できるかわからない企業のために市単独の予算は使えないと全く冷たい答弁でした。その後、前市長が全信頼をもって誘致した三菱マテリアル、現在はサムコと変わりましたが、この会社は広大な敷地と水と電力を求めて佐賀県伊万里市に分工場を設立されました。この未造成地が開発されておれば、とめることもできたのだと思います。非常に残念でした。

2回目の質問は、チェルノブイリ原発事故の恐ろしさや、新潟から仙台への天然ガスの配管が終了し六郷地区に分岐点がつくられましたので、天然ガスによる火力発電所と冷却水の蒸気を利用した冬期間の農家のハウス栽培を訴えましたが、誰も賛同してくれませんでした。

3回目の質問は、悪臭問題が浮上したころです。悪臭を出さない畜産工場を誘致しようとしたのですが、この件は地元からも反対があり、頓挫しました。工業団地には下水道が完備されておるので、汚水は下水道へというのが私の発想です。工業専用地域でも、においや下水の基準値をクリアすれば、畜舎建設も可能ではないでしょうか。

15年ほど前、私は東大の科学技術研究所に勤務されており定年後は万世の山奥に奥さんと2人で隠遁生活をされておった故深谷敏雄博士の師事を受けたことがあります。当時、博士のおっしゃることは夢物語のように聞いておりましたが、今、海洋都市計画や自動車の自動運転機能の開発、また太陽光による自然エネルギーの開発などが実現しようとしております。東日本大震災以来、私は

原発の恐ろしさが身にしみてわかってまいりました。政府は原発の時代に終止符を打ち、自然エネルギーによる開発をすべきと思います。今国では減反政策を取りやめようとしていますが、国が管理しなければ山間地の農地はますます荒廃するでしょう。山間部の農家の減反地にメガソーラーを設置することによって、管理料を農家に支払い、そうすることによって農地を手放すこともなく、原発も廃止できるし、農家も維持できるのではないのでしょうか。

まずは、この未造成地にメガソーラーを米沢市が設置したらどうだろうか、御検討ください。

2つ目、緑地と民地の境界整備は万全でしょうか、お伺いします。当団地は、環境に配慮して緑地を十分に残しているのが特徴です。民地を未買収のまま緑地の網をかけておるところがあります。今後の管理はどのようになさいますか、お伺いします。

3つ目、市が購買した土地の用途変更と販売方針についてお伺いします。当団地の今回分譲区画は9区画が予定されておるようです。全ての区画を工業専用地として販売なされるのでしょうか。大きい区画については分筆販売などもあり得るのでしょうか、お伺いします。

米沢市として今やらなければならない大きな事業がたくさんあります。市立病院の建てかえなども早急に決めなければならない事項ではないのでしょうか。新しく建てかえするには何ヘクタールの敷地が必要かはわかりませんが、工業団地にはヘリポートも完備されています。また、前参議院議員、このたび病院長に就任なされた渡辺孝男先生はドクターヘリ就航には大変御尽力をなされたと聞いております。今回の物件には3ヘクタール以上が2件あります。A-1-4、6ヘクタール、F-5は3.4ヘクタール、場所は米沢駅東口より約3キロ、道路は4車線、上下水道は完備です。当団地を工業専用地域から準工業地域に用途変更はできないのでしょうか、お伺いします。

また、病院の建てかえ計画がはっきり決まるまで、この物件の売買を保留できないものか、お伺いします。

参考に申し上げます。八幡原工業団地と一緒に1号指定を受けた京都府福知山市では、10年ぐらい前に斎場と葬儀場を工業団地の中央に建設されておりました。

質問をかえます。オフィス・アルカディアについてお伺いします。

この団地は、市長も特別な思い入れがあると思います。準工業地域に指定されておりますが、最初の目的は研究所や事務所の誘致でした。安部市長が初めて就任されたとき前市長からの引き継ぎで、ある病院が浮上してきましたが、安部市長がかたくなに断ったことを覚えております。最初の誘致から目的外を入れることに抵抗を感じられたのだと思います。あれから数年、山大工学部の城戸教授のおかげで、この団地にも有機エレクトロニクス関係の研究機関、イノベーションセンターがことしの4月に立ち上がりました。間もなくリチウム電池の研究所が完成するでしょう。

お伺いします。団地の西側を山大工学部を主にしたサイエンスパークに指定できないものでしょうか、お聞きします。

2番目、新しい事業を立ち上げるには初期投資が大変です。土地または建物の賃貸計画は考えておられますか、お伺いします。

3つ目、市民バスの乗り入れと物販店の開設です。当団地には通勤者は自家用車が大半かと思います。しかし、山大工学部とイノベーションセンターは外来者が多いと思われます。市民バスの乗り入れなどのお考えはあるのでしょうか。また、集積が高まれば、コンビニなども必要かと思われます。1区画を市で保留する考えはありませんか、お伺いします。

今までの日本の地域振興策は、高速道路のような大規模公共投資を行い、企業を誘致すれば、地域が活性化するものでした。しかし、高度成長期

以来繰り返されてきたこのような政策は、今回の経済危機による工場閉鎖を挙げるまでもなく、地域経済の持続的発展にはつながりませんでした。逆に、この失敗から学ぶならば、地域経済の圧倒的部分を占め地域に根差して再投資を繰り返し、地域に雇用と所得を生み出す中小企業や農家、協同組合、NPO、そして地方自治体が、量的にも質的にも地域内で再投資をする力量をつけていくこと、そのためには地方自治体が系統的に地域における連携体制を強めていくことが何よりも大切だと思います。この地域内再投資力を高めていく方策の一つとして注目されるのが、地方自治体による中小企業（地域経済）振興基本条例です。

一つ、山形県でも去年、山形県中小企業振興条例が制定されております。県の条例と米沢市のかかわりはどのようになっておりますか、お伺いします。

かつて米沢市の工業出荷高は東北でも第3位になったことがありましたが、大手企業の工場閉鎖などが重なり、現在どの位置にあるかは第2質問でお聞きますが、行政で支援できることは何だろうか。まず、中小企業振興条例の制定が先決だと思います。今、全国で市区町レベルで制定されている市区町は19の市区町があるようですが、米沢市独自の条例を設定する考えはありませんか、お伺いします。

企業誘致も大切ですが、地元で頑張っている中小企業にもっと手厚い支援が必要かと思われます。まず、今米沢市の中小企業振興の総合ビジョンはどのように考えておられますか、お伺いします。

以上で壇上からの質問は終わりますが、細部については質問席よりお伺いさせていただきます。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの佐藤忠次議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、米沢オフィス・アルカディアについてお答えをします。その他につきましては部長よ

りお答えします。

まず、オフィス・アルカディアのサイエンスパーク構想についてお答えをします。オフィス・アルカディア西側に山大工学部の研究開発を中心とする施設の立地を促進し、その集積を目指して今後の企業誘致を進めていきたいと考えております。

先日、山大工学部と市の関係者総勢20名ほどが鶴岡市先端研究産業支援センターを視察してまいりました。慶應義塾大学先端生命科学研究所バイオラボ棟と隣接する施設は満室で、そこから立ち上がったベンチャー企業が大手企業とのパイロットプラントをつくり、世界的な企業にまで成長しようとしている事例を目の当たりにしてきたとのことであります。

私も数年前、石川県羽咋市の石川ソフトリサーチパークを視察し、団地の約半分が地元金沢工業大学の先端研究所で埋まっているのを見てまいりました。

このような先進事例を考えますと、本市としても山大工学部を初めとする関係機関とさまざまな形で連携すればサイエンスパーク構想も実現の可能性は十分あると思いますので、勉強会を重ねながら検討していきたいと思っております。

次に、土地または建物の賃貸借の計画についてですが、土地に関しましては、このたびの産業用地の取得に伴い、新たに米沢市産業用地賃貸借制度、仮称であります、を設ける予定をしております。適用は、市外から新規に立地される企業のうち市が両団地に誘導しようとする業種に限っております。オフィス・アルカディアの場合は、企業立地促進法に基づく基本計画における指定集積業種または研究開発機能を新たに立地する企業ということになりますが、固定資産をふやさないという企業や初期投資の軽減を図る企業が多くなっていることから、土地分譲価格の2%相当額を年額にする賃貸借制度を新たに設定する予定をしております。

なお、市が賃貸借を目的とした工場やオフィス

等の建設をすることについては、現段階では考えておりません。しかしながら、オフィス・アルカディアにおいては有機エレクトロニクスイノベーションセンターが稼働し、蓄電デバイス開発研究センターが建設中でありますので、これらのことを考えますと、今後の状況に伴い必要に応じて需要を調査するなど、山大工学部との勉強会についての検討課題としておきたいと考えております。

続いて、山大工学部とオフィス・アルカディアを結ぶ市民バスの運行についてであります。先ほど述べましたように、石川ソフトリサーチパークにおきましては金沢工業大学の第2キャンパスのようになっておりましたので、本部キャンパスと石川ソフトリサーチパークの間、車で15分ぐらいの距離であります。シャトルバスが出ておりました。そのようなことを考えますと、オフィス・アルカディアの進展状況によって、市民バスとはまた別な形になると思いますが、そのようなバスの運行ということも考えていかななくてはならないと思っております。

最後に、コンビニエンスストアなどの小規模小売店の必要性についてですが、オフィス・アルカディア内に山大工学部の有機エレクトロニクスイノベーションセンター、蓄電デバイス開発研究センター、そしてそのほか企業も集積をするようになってきますと、団地内に勤務する研究者や従業員が当然ふえてまいります。その結果、利便施設の需要が高まってくることが予想されますので、いずれ時期が来た時には、そのような施設が必要になってまいりますので、場所とともに検討しなければならない課題と考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

〔埴田美佐雄産業部長登壇〕

○埴田美佐雄産業部長 私からは、1番の米沢八幡原中核工業団地についてのうち、(1)未造成地の取り扱いと(3)の用途変更と販売方針、3番の中小企業振興条例についての御質問についてお

答えます。

初めに、米沢八幡原中核工業団地北側の未造成地についてであります。この区域は湿地帯であり、地盤が非常に軟弱であるため、現地に向かうためのアクセス道路としてトンネルも必要となり、整備するには膨大な費用がかかることなどから、当時の地域振興整備公団は造成を断念し、緩衝緑地とすることで市に移管した経過がございます。したがって、メガソーラーなどを設置するにしても、御指摘の未造成地を整備するに当たってはアクセス道路を初め膨大な費用がかかることなどから、現時点では緩衝緑地としての利用以外は考えていないところであります。

次に、米沢八幡原中核工業団地の未分譲の9区画について用途変更及び分筆販売の予定についてであります。米沢八幡原中核工業団地は都市計画法の用途指定で工業専用地域と準工業地域があるわけですが、団地造成に際して、周囲が緑地に囲まれた工業専用地域、住宅地等に隣接する区域を準工業地域として整備されたもので、これまでの分譲はその用途制限を基準に製造業を中心とする工場を誘致してきたところであります。

このたび、市が未分譲地を取得することに伴い助成金制度や優遇措置、賃貸借制度などを新たに設け、企業誘致を推進するための施策を検討しており、今後の誘致につきまして、団地造成により整備された用途地域に基づいて新たな企業誘致方針に定める誘導業種を中心に企業誘致に努めてまいります。立地しようとする企業が希望する面積に応じて、それに見合った未分譲地を紹介することを原則として、用途を変更しての分譲や分筆の分譲は、現時点では考えていないところであります。

次に、中小企業振興条例についてであります。御存じのとおり、昨年12月に山形県では中小企業振興条例を制定しました。その冒頭には、中小企業が果たしてきた役割や重要性、また中小企業が置かれている厳しい経営環境などを踏まえて、経

済的、社会的環境の変化に対応して中小企業の振興に関する施策を総合的に推進する必要性を明示しております。その上で、中小企業振興についての基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに施策の基本事項を定める内容となっております。

市のかかわりとしましては、条例の第3条において、市町村は県、中小企業者、中小企業団体、金融機関等、中小企業の振興にかかわる全てのものとともその基本理念を共有し、中小企業の振興を図っていくことが求められております。本市といたしましても、本市の事業者の9割を超える中小企業の振興のため、さまざまな施策を企画立案し、中小企業が経済的社会的環境の変化に応じて経営の向上が図られるように、必要に応じて情報の提供や経費の助成を行い、中小企業の振興を実効あるものに推進していかなければならないと考えておるところでございます。

次に、独自の条例の必要性についてでございますが、中小企業の振興を図る上で中小企業振興条例の制定は大変意義があるものと考えておりますが、制定に当たってはさまざまな方の意見をお伺いしながら制定すべきものと考えておるところでございます。

なお、県内では山形市が昭和59年に制定し、平成19年に全面改正をしております。また、尾花沢市が平成13年に制定しており、その他の10市は制定の予定がない状況でございます。この2市の条例は県の条例と異なり中小企業支援策を定めた内容となっており、こうした施策型の条例と県のような理念型の条例それぞれの特徴やメリット・デメリットを含め、中小企業の振興に効果的な条例のあり方について研究を行ってまいります。

また、近隣市町では、ことし3月に飯豊町が中小企業振興条例を制定しております。町民、企業、行政が協働するまちづくりを目指しており、本市においても参考にしながら市民の幸せや将来を考え、持続的な政策が可能となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、本市の中小企業振興に当たってのビジョンについてでございますが、本市には多くの中小企業がありますが、この中には創業から100年を超える、いわゆる老舗企業も多数あります。こうした企業の多くは、地域のさまざまな資源を有効に活用し、伝統を守るとともに新たな技術の開発や新たな分野への挑戦などを行いながら企業が存続してきたものと思っております。こうした地域に根差した息の長い持続可能な企業を育成してまいりたいと考えております。

また一方、本市はものづくりのまちとして発展する中で、米沢織物関係から情報・電機・電子産業に基幹産業が転換してきており、産業構造の変化に対応して企業の転換が図られてきました。さらに、現在は山形大学工学部を中心として有機エレクトロニクス関連技術の開発が行われており、新たな地域産業の創出を目指しています。

こうした中で、中小企業の振興に当たっては、企業の自主的な努力と創意工夫を尊重しながら、企業が環境の変化に対応し持続していくために必要な多様で優秀な人材の育成やすぐれた技術の活用の支援などを行うことが基本であると考えております。こうした施策により、企業が体質を強化し、自主性と創造性を最大限発揮することができる環境を整備してまいりたいと考えております。

また、地域内の企業の連携の強化が中小企業の振興において大変重要であると考えており、情報交換や相互補完によって地域内経済の循環を図るとともに、販路の開拓や技術の融合による新たな分野への挑戦を支援するなど、地域が一体となった企業活動の範囲の拡大を目指してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○島軒純一議長 加藤建設部長。

〔加藤吉宏建設部長登壇〕

○加藤吉宏建設部長 私からは、米沢八幡原工業団地についてのうち、緑地と民地の境界整備についてお答えいたします。

八幡原緑地につきましては、自然環境の保全や、主に工業専用地域と周辺との大気汚染、騒音、振動、悪臭などの影響を緩和することを目的とした緩衝緑地として位置づけておりますが、議員仰せのとおり、現在、未買収の場所で緑地に用途指定しているところも多くある現状でございます。

この未買収の緑地は、当時の地域振興整備公団が地権者とのさまざまな事情から計画どおり買収できなかった部分であります。本市におきましても、現段階では具体的な買収の計画はないところでございますので、八幡原緑地を全体的にどのようにすべきかも含めて今後検討してまいりたいと考えております。

また、市有地も含めた緑地の管理についてであります。特に松枯れにつきましては、平成21年から平成23年にかけて、当時の緊急雇用創出事業によりまして民地につきましても所有者の承諾を得ながら全面的に松枯れの伐倒処理を行ったところでございます。今後につきましても、引き続き倒木や枯損木の処理など、所有者の方とも相談をしながら適切に管理をしてまいりたいと考えております。

私から以上でございます。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○10番（佐藤忠次議員） 1回目の答弁、ありがとうございました。

今悪臭問題でやり玉に上がっているM養豚場ですか、ことし飼育頭数を3,000頭ほど減頭されたと聞いております。しかし、まだ解決には至っていないようでございます。市ではどのような指導をなされておるのかお伺いしますが、悪臭の原因は汚物の処理だと思います。八幡原工業団地には下水道が完備しております。悪臭ゼロとはいかなくても、許容範囲であるならば団地内に誘致してはいかがなものでしょうか、お伺いします。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 悪臭問題については、やはり悪臭とその周辺における影響の課題があり、大

変難しい問題があるのかなと思っておりまして、八幡原中核工業団地内に移転とか畜舎の設置とかという問題でございますが、工業団地は今まで先端産業を中心としてきた製造業51社が現在操業しております。製造品出荷額が県内随一の工業団地でもありますので、企業に対する影響、先端産業を中心とする工業団地で操業している企業に対する影響とかイメージが著しく阻害されることなど、畜産業等の農林水産業は米沢八幡原中核工業団地にはなじまないのかなと考えておって、畜舎の立地等については考えていないというふうに思っているところでございます。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○10番（佐藤忠次議員） 今返答なかったんですが、それでは悪臭問題の解決策として農林課からは何かその代替地というか、現状として何か考えはあるんでしょうか。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 農林課としましては、移転を考えながら検討しておるところでございますが、数候補地を今検討しておるところでございますが、一番は事業者自体の考え方、そして米沢市がどれだけ移転に関しての支援ができるかどうか、そういったものも含めまして、双方と話し合いながら検討している段階でございます。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○10番（佐藤忠次議員） 今八幡原工業団地は準工業地域となっておるんですが、畜舎などは建てることはできないんですか。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 八幡原中核工業団地につきましては2種類の用途地域がございまして、工業専用地域と準工業地域、この2つがございまして。八幡原中核工業団地の中の専用地域については建てられないというふうに考えておるところでございます。工業専用地域内には建てられないというふうに考えております。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○10番（佐藤忠次議員） 今私の手元にある資料によりますと、畜舎など15平米を超えるものについては工業専用地域にも可能となっておりますよ。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 考えている規模にもよりますが、15平米以上の畜舎については、15平米以上のものについては建てられないと考えております。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○10番（佐藤忠次議員） それは反対ですよ。畜舎15平米を超えるものについては、準工業団地とかそういうところではだめなんだけれども、工業専用地域では可能ですよ。

そんなこともありまして、いいんですけれども、畜産だって、養豚業だって、本当に一つの大きな企業です。まして、今あるM養豚場なんかは、従業員が十五、六名おるんですか。そして、それに関係する家族たちを含めれば、50名以上の家庭というか、経済を及ぼしております。そんなこともありまして、ぜひこの養豚場については、是が非でも工業団地内で、できる範囲で応援してやることによって、この企業も伸びると思います。養豚業だから山奥にあるということは、これまた従業員が通うにしても大変だし、除雪とかいろいろな面を考えれば非常に経費がかかります。そんなことで、これからの産業を山奥にやったり、そしてまたしたのでは、どんどん畜産業がしぼんでしまうと思います。

だから、私も振興条例をぜひつくってもらいたいというのは、そういった意味においても全体で、何も工業だけでなく、農業もあります。そういったいろいろな面での開発を考えてもらいたいというようなことを兼ねて、私はあの振興条例を言っているわけでございます。まず、それはいいとして、では次に移ります。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員、ちょっとお待ちください。

当局、数字の捉え方かな。埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 ただいまの答弁について御

訂正させていただきたいと思います。八幡原中核工業団地の準工業地域及び工業専用地域については、畜舎については15平米以上は建てられるというふうになっております。私の認識不足で大変申しわけございませんでした。訂正させていただきたいと思います。

ただ、政策的に畜舎を設置するにはなじまないのかなというふうに思っているとお話しさせていただきたいと思います。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○10番（佐藤忠次議員） いや、そんなことですので、工業団地内にも建てられるんだということだったならば、ぜひ前向きに考えられたほうがいいと思いますので、よろしく御検討を願いたいと思います。

それでは、次に移ります。かつて八幡原工業団地より流れ出た雨水により、近隣の養魚池のコイや雑魚というか魚が死滅した事故が2回ほどありました。それ以来、近隣の私の近くの上竹井とか木和田部落などで今も週1回の団地内の見回りをしています。もちろん市からの助成もいただいておりますが。私も月に1回ぐらい行っておりますが、巡回してとにかく目につくのは操業を停止している会社です。それで、当団地ではどの程度の閉鎖している会社があったり、今どのような現況か、それをちょっとお聞きしたいと思います。

固有名詞を出してはいかがかと思いますが、立て看板もありますのであえてお伺いしますが、ミリケン・ジャパンですか、この会社は今、看板では売りに出されておるようですが、どのような現況になっているのかお聞きしたいと思います。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 八幡原中核工業団地の状況でございますが、閉鎖した企業がこれまでに7社ほどありますので、固有名詞は避けさせていただきますが、7社ほどあるというふうに考えております。

○島軒純一議長 固有名詞が出ていたけれども、質

問。

では、お続けください。佐藤忠次議員。

○10番（佐藤忠次議員） それでは、7社も、そのミリケン・ジャパンもこれに含まれているということですね。はい、いいでしょう。

それでは、時間もないので次に移ります。今米沢市では企業誘致報奨金制度を考えておりますが、発想は大変いいことだと思います。しかし、情報提供者が宅地建物取引業者に限定しているのはいかなもののでしょうか。お伺いします。

また、報奨金制度を設けている自治体の実態など、わかったらお願いしたいと思います。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 報奨金制度については、不動産業者を限定して取り扱うことが一番効果があるものと考えております。これからは企業あつせん等についてもいろいろな情報を仕入れるために、立地センター等のアクセスも必要であるとも思っておりますので、いろいろな切り口から検討してまいりたいと考えております。

他自治体については、今手持ち資料がございますので、御了承をお願いしたいと思います。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○10番（佐藤忠次議員） 山形新聞にはこう書かれていますよ。報奨金制度を設けている、東北では会津若松市のみと書かれておりますが、全国では10程度の自治体が導入されていると。実際に報奨金が支払われたケースは1件しかないということで、なかなか。だけど全国だから、これまたしようがないとは思いますが、ぜひ米沢の報奨金制度は1件ばかりでなく何件もあってほしいものだと思っております。

それでは、次に移ります。産学官ネットワークですか、米沢新産業創出協議会の事業として、ドイツザクセン州のザクセン有機エレクトロニクス協議会とビジネス交流や市場拡大に向けた覚書を交わされたようです。米沢市として今後どのような支援を考えておられるのかお聞きしますが、ま

た今はグローバル社会です。米沢市としてもザクセン州との交流を深めるため友好都市の提携などのお考えはありませんか、お伺いします。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 ドイツのザクセン州との覚書協定についてでございますが、これは産業振興を図っていく上で必要なことであると考えておまして、そのための交流振興をさらに深めるための施策については現時点では考えていないところでございます。

○島軒純一議長 姉妹都市、いいですか。佐藤忠次議員。

○10番（佐藤忠次議員） 海外との友好都市ですか、アメリカのモーゼスレイク市との交流が今も深まっているわけでありますが、ぜひ、こういう時代ですので、ドイツというか、エレクトロニクス関係のザクセン州との友好提携などもぜひ考えていただきたいと思っております。

それから、次に移ります。中小企業振興条例の制定に当たっては、市内在住者の新規採用に雇用奨励金についても1人当たり30万円を支払うというようなことを盛り込まれておりますが、これは八幡原工業団地とオフィス・アルカディア団地のみにこだわった考え方でしょうか。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 はい、そのとおりでございます。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○10番（佐藤忠次議員） やはり中小企業を考えれば、振興を考えれば、工業団地やオフィス・アルカディアばかりでなく全企業を対象にした考え方を持っていただきたいと思っております。そんな意味からも、中小企業振興条例というのは非常に大切だと思います。とにかく市長なり、市長がかわれば施策も変わってくる、それを防ぐためにもやはり条例でちゃんとした制定をしておくことによって、市長がかわったりしてもそれが持続するのではないかと思いますので、ぜひ振興条例

をつくる計画を進めていただきたいということを  
申し上げて、私からの質問を終わります。

○島軒純一議長 以上で10番佐藤忠次議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前10時59分 休 憩

~~~~~  
午前11時10分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に進みます。

一つ、誰もが安心して安全に暮らせるまちづくりについて、5番山田富佐子議員。

〔5番山田富佐子議員登壇〕（拍手）

○5番（山田富佐子議員） 皆さん、こんにちは。
公明クラブ、山田富佐子です。師走に入り、本年も残すところあと28日となりました。本日はお忙しい中、傍聴に来ていただきました市民の皆様に深く感謝申し上げます。

最近、米沢市にとって明るいニュースがありました。今月15日には米沢市と三重の縁でつながっている愛知県西尾市との友好都市の締結があります。そして、キャロライン・ケネディ駐日大使が先月27日、東京都内の講演で父ケネディ元大統領が上杉鷹山を称賛していたとの一言が話題となっております。

今から21年前、去る平成4年1月7日付の新聞に、ケネディ元大統領が最も尊敬した日本人の一人として上杉鷹山の名前を挙げていることが大きく取り上げられていました。その記事を読み、米沢藩9代藩主上杉鷹山の「伝国の辞」と呼ばれる君主の心得3項目について知り、私は大変感動したことを今でも忘れることができません。その新聞は既に赤茶色に変色していますが、私の宝物として額縁に入れて保存しております。

キャロライン・ケネディ駐日大使が決定したと

き、17歳の若き年齢で米沢の地に自身の使命を定め、藩を改革、再興した上杉鷹山の心が脈々と受け継がれているこの米沢の地に、ぜひ来ていただきたいと切に希望しておりました。先日、新聞、テレビでも安部市長が招聘に意欲的であることを聞き、大変うれしく思い、私もぜひ実現に向けて積極的に推進していただきたいと考えております。

例えば、3月着物議会に合わせてキャロライン駐日大使にも米織を着ていただき講演をしていただくなど、米織のPRなどにもつながると思いますが、どうぞ御検討をお願いしたいと思います。

それでは、質問に入ります。誰もが安心して安全に暮らせるまちづくり、3点について質問をいたします。

本市は、特別豪雪地帯に指定されております。3年続きの大雪で、連日、雪との戦いでした。「ことしは雪が少ないといいね」「雪要らねなあ」「カマキリの巣、高いところにつくっているから大雪だな」などと誰もが挨拶がわりに開口一番に話をされています。

1、高齢者等除雪援助員派遣事業についてお伺いいたします。この事業は、単身及び夫婦のみ世帯の高齢者に対し、冬期間においても支障なく自立した生活が営めるよう除雪援助員を派遣する事業です。公道から玄関先までの通路の除雪を12月1日から3月31日までの期間において最高10回まで利用できる派遣事業です。利用者の負担金は、手作業の場合、1回270円です。しかし、3日も4日も降り続けることがあり、除雪も1日1回では間に合わないことは誰しもが経験しているところです。4カ月間で最高10回の回数は、本市米沢にとって少ないと考えます。ぜひ回数をふやすことを要望いたしますが、本市の考えをお伺いいたします。

次に、昨年のこの除雪援助員派遣事業登録者339人中、訪問介護、訪問看護など介護サービスを受けている高齢者の人数についてお伺いいたします。

2012年4月から始まった24時間地域巡回型サー

ビスは、介護が必要な高齢者の自宅での生活を支えるため、また病院などの施設から在宅への移行を促し、住みなれた地域で暮らし続けられるようにするための介護政策の大きな柱です。24時間地域巡回型サービスを利用できる施設は、本年9月末時点で全国1,580の市町村のうち10.5%、166自治体にすぎません。人口密度の高い、また雪の心配がない地域では可能ですが、雪国米沢では大変厳しく、私も訪問看護師をしていましたので、その苦労は十分理解できます。夜間の呼び出し対応では、雪の中をこざいてでも1分1秒でも早く利用者宅へ訪問しなければ命の危険のおそれもあります。病状の急変、ベッドからの転落、床ずれを防ぐため時間ごとに体位をかえたり、水分補給、定期的な排せつの介助、点滴管理や飲み薬の確認、鎮痛剤、麻薬管理など、時間との戦いでもあります。ぜひ、訪問介護や訪問看護のサービスを受けている世帯の除雪派遣回数を特例で10回から段階的にふやすことを強く要望しますが、本市の考えについて伺いいたします。

次に、高齢者雪下ろし助成事業について伺いいたします。この制度は、自力で雪おろしができない高齢者に対し、12月から3月までの間、年3回、一部地域は4回までとし、雪おろしに要した費用のうち9,000円を上限として助成金を交付する事業です。25年度より、利用者の利便性を図るため、また申請手続の簡素化と雪おろし実施者の確保のため、手続が変更となりました。昨年度は943人が登録され、延べ1,914回の実績がありました。今回の改正で、近隣住民による雪おろしも助成対象となりました。今後も、ひとり暮らしや夫婦のみの世帯がふえていく中で、昔からの「向こう三軒両隣」の関係を復活させ、地区の方々が、自助、共助、公助とはよく耳にしますが、近くの助け「近助」により地域活動の輪やつながりにより影響をもたらすのではないかと考えられ、大変期待しているところです。

しかし、この改正には1つ問題があると考えま

す。アベノミクス効果で景気は回復傾向にあると言われますが、地方においてはまだまだ実感できていないのが現実ではないでしょうか。まして、冬は灯油代、電気代など家計の出費がふえ、高齢者にとっては来年4月から始まる消費税増税についても不安であり、心細い限りだと思います。できれば少しでも出費を抑えたいと考えるのは、誰しもが同じことです。

例えば、今まで作業員1人で雪おろしを行った場合、1回の雪おろしの代金の費用1万5,000円のうち、助成費の9,000円を差し引いた6,000円の支払いで済んでいました。しかし、今回の改正では、1万5,000円全額を支払った後に利用者の口座に助成費が振り込まれることになりました。2カ月に1回の年金支給の中で、後で戻るとはいえ、一旦全額支払うことは大変なことなのではないでしょうか。

また、市役所で雪おろし助成金を口座に振り込む制度は、高齢者にとっては勘違いしやすいのではないのでしょうか。「還付金があります、お金を振り込むので口座番号を教えてください」などという悪質な振り込め詐欺にだまされる可能性があるのではないのでしょうか。きのうのニュースでは、振り込め詐欺事件の総被害額は400億円を超えています。テレビ、ラジオ、ポスターなどを使い、だまされないための啓発活動もしていますが、一向に減りません。逆に、巧妙な手口で年々ふえております。やはり高齢者が戸惑うようなやり方は避けるべきと考えます。このような、領収書を届ける、郵送する、一時的に出費が多くなる制度は、高齢者の立場に立っているとはとても考えにくいと思います。私にも市民からの問い合わせや意見等も来ております。このことについてどのように検討されたのかをお伺いいたします。

3、子供たちが遊ぶことのできる屋内施設の充実について伺いいたします。

このことについては、昨年平成24年6月にも質問をいたしました。米沢は1年の約3分の1近く

雪に覆われ、雪の楽しみもありますが、寒く暗い冬は家に閉じこもりがちになり、母子ともにストレスが蓄積しやすくなります。実は、私も子育て中、天気の悪いときや、特に冬は、どこで子供を遊ばせたらよいのか大変苦労しました。今、市内には屋内で自由に遊べる場所がないと思います。東日本大震災で避難されているお母さんから、屋内で子供を安心して遊ばせる場所はどこですかと問い合わせもたびたびあったとお聞きしました。

東根市総合保健福祉施設「さくらんぼタントクルセンター」は前回も御紹介いたしましたが、もう一度話をさせていただきます。東根市の人口は米沢市の約半分で、4万7,000人です。市全体が「子育てするなら東根市」のキャッチフレーズのもと、東根市のシンボル、オオケヤキのモチーフを施設の中央に配置し、150メートルのスロープは圧巻です。幼児から高齢者まで世代を超えた人々が集まり、交流する場をつくっております。さらに、本年は自由にどろんこ遊びができる屋外の公園整備も行っています。さくらんぼタントクルセンターは平成17年にオープンし、市外、県外からの来館者も多く、7年間で入場者の総累計は246万4,698人です。名前のとおり、「たんと」人が来る施設に発展しています。平成22年の国勢調査では、県内35市町村の中で唯一人口がふえ、直近のデータでは昨年10月から本年10月までの1年間で411人人口がふえています。

本市の児童館、すこやかセンター、子育て支援センター等の利用状況や検討課題なども含め、現状をお伺いいたします。

まちづくり総合計画は市の計画の中で最上位に位置する計画であり、まちづくりの目標とそれを実現するためのものであります。現在、計画の第4期に当たり、来年度の予算とともにまちづくり総合計画にも着手しなければならない時期に来ているのではないのでしょうか。今後のまちづくり総合計画の中に、子供たちが自由に遊ぶことのできる屋内施設の整備を計画に入れることを要望いた

しますが、このことについてどのように考えているかお伺いいたします。

次に、子供・女性電話相談の電話直通化についてお伺いいたします。

平成23年、県の男女共同参画計画が新しくなり、基本の柱Ⅳ、安心できる生活の確保の政策に、女性に対するあらゆる暴力の根絶の達成が上げられております。毎年11月12日から25日までの2週間、女性に対する暴力をなくす運動を実施しております。地方公共団体、女性団体、そのほか関係団体との連携・協力のもと意識啓発を行い、女性に対する暴力をなくす取り組みの一層の強化を図っています。

本市においても、先月18日から1週間、米沢市役所1階ロビーにおいてパネル展示、リーフレットの配布、また今私が身につけているパープル、この紫色のリボンブローチを配布し、暴力のない世界を目指し、理解・支援の輪を広げる活動を行いました。

国や県の計画を参考に、米沢市まちづくり総合計画や男女共同参画計画を見直しされていますが、進捗状況についてお伺いいたします。

次に、DV、ドメスティック・バイオレンスとは、一般的には配偶者や恋人など親密な関係にある人から加えられる暴力をいいます。平成24年4月、内閣府の男女間における暴力に関するアンケート調査によると、4人に1人は配偶者からの被害を受けたことがあると返答、そして10人に1人は何度も被害を受けています。また、被害を受けた女性の約4割は、家庭内のことをほかの人に言うのは恥ずかしい、私さえ我慢すればいい、どこに相談したらよいかわからないなどの理由で、相談していないとの返答があります。

山形県においても相談件数は年々増加し、過去3年間、400件を超えております。しかし、被害を受けた女性の約4割はどこにも相談していないとの調査から、この数字は氷山の一角にすぎないと思います。

本市の相談窓口はこども課が担当していますが、しかしこの電話は直通とはなっておりません。電話相談される方は勇気を振り絞って、また加害者に気づかれないようになど、わらにもすがる思いで電話をかけるわけです。しかし、直通でないため、市役所の電話番号に電話をかけ、電話交換手に電話の相談の内容を話し、こども課相談係につながります。担当相談員が話し中や不在であれば別の職員もしくは男性職員が電話をとり、そこでまた相談の内容を話すことになります。何回も同じことを説明しなければならない状況や対応では、相談する人の立場に立っていないと思います。

県内5カ所の相談機関、窓口は全て直通でつながりますが、米沢市だけが市役所代表の電話番号であります。DV被害の多様化、複雑化する中、一人一人の状況に応じてきめ細かな切れ目のない支援や被害者からの相談を迅速に受けることが最も大切であり、市民の身近な窓口である市町村の取り組みの充実が求められます。その第一歩として、ぜひ相談窓口の電話の直通化を要望いたしますが、返答をお願いいたします。

最後に、一言つけ加えたいと思います。セブンイレブンを業界トップのコンビニに押し上げた鈴木会長は、サービスについて、「お客様の立場で」と「お客さまのために」という違いについて、自分の著書の中でこのように書かれております。これを市民サービスに置きかえると、「市民のために」は、行政の立場で市民への思いをめぐらすこと。しかし、そこには思い込みや押しつけが生まれる。一方、「市民の立場で」とは、市民が何を求めているか、答えはいつも市民の中にあります。その答えを見つけ続けることの大切さを語っておられました。まさしく、きょう私が指摘及び提案させていただいたことは、このことに通じるのではないのでしょうか。あくまでも市民が主役であると思います。誠意ある御返答を期待し、以上、壇上からの質問を終わります。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの山田富佐子議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、子供たちが季節を問わず遊ぶことができる屋内施設の充実についてお答えします。その他につきましては部長よりお答えします。

雨天時や冬期間の子供の遊び場としては、児童会館、すこやかセンター、各コミュニティセンターのプレイルーム、地域子育て支援センターなどがあります。このうち児童会館では、平成24年度の年間来館者数が8万1,869人、すこやかセンターのプレイルームでは1万275人の利用となっておりますが、設置遊具の不足や低年齢児の遊具しか設置されていないなどの課題を抱えております。また、児童会館では小学生の使用が中心であるため、小さい子供を遊ばせるには危険であるなどの問題もあります。また、地域子育て支援センターにつきましては、平成13年4月に認可保育所プチハウス内に開設しました「くれよん」を皮切りに、ことし4月には市内6カ所目となる「つむぎ」が西部乳児園内に開設されました。現在、その6カ所全体で400世帯強の登録があり、各施設の特色を生かした事業を展開しております。地域子育て支援センターでは、遊びの場の提供のほか育児相談や育児講座を実施したり、子育て中の保護者に寄り添った支援を行っております。

このような状況の中で多くの親から子供が遊べる屋内施設の要望が出ておりますので、現在、町なかの既存の建物を活用しての設置を検討し始めたところです。

私からは以上です。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

〔菅野智幸健康福祉部長登壇〕

○菅野智幸健康福祉部長 私からは、誰もが安心して安全に暮らせるまちづくりについてのうち、まず高齢者等除雪援助員派遣事業についてお答えいたします。

本市で行っております高齢者等除雪援助員派遣

事業は、現に居住の用に供する住居の除雪を自力で行うことが困難な高齢者に対し除雪援助員を派遣するもので、条件としましては65歳以上の単身またはそれに準ずる高齢者のみの世帯で、かつ世帯に属する全ての方の市民税課税額が3万円以下の世帯を対象としております。

御質問いただきました高齢者等除雪援助員派遣事業の利用者339人の中で訪問介護・訪問看護を利用している方々の人数は、50人となっております。約15%の方が該当者となっている状況であります。

次に、高齢者等除雪援助員派遣事業を利用している人で、かつ訪問介護・訪問看護を利用している方について、除雪援助員の派遣回数をふやすこと、これができないかについてであります。この事業の趣旨は、高齢者が冬期間でも自立した生活が営めるよう支援するための事業であります。訪問看護・訪問介護事業者の皆様の冬期間の御苦労は承知しており、医療頻度の高い重度の高齢者が雪により必要なサービスを受けることができないという最悪の事態は避けなければなりません。そこで、冬期間を含めた駐車場の確保について、サービス担当者会議などにおいて近隣の空き地や公共施設を利用するなどの話し合いを持って、サービスを行っていただいております。

市としましても、高齢者等除雪援助員派遣事業を利用されている方につきましては、土木課と連携をとりながら、除雪の押雪軽減を行っております。除雪の際に全く雪を置いていかないというわけではありませんが、玄関先の雪の量を少なくしていただくような配慮を除雪作業実施者に依頼しているところであります。

また、昨年のように豪雪対策本部が設置された場合、上限回数を10回から12回にふやしたり、さらに一昨年の豪雪の際は上限回数を10回から14回にふやすなど、降雪の状況に合わせた必要な支援を今後とも行ってまいりたいと考えております。

次に、高齢者等雪下ろし助成事業についてであ

ります。昨年度までの雪下ろし援助員派遣事業の場合は、雪おろし業者を利用者が事前に登録していただく方法で実施しておりました。しかし、昨年のような豪雪の場合、雪おろしを行う時期が集中することから、雪おろしを行う業者を御紹介しても対応できず苦勞したり、利用者が何回も業者の登録変更手続きを行ったり、雪おろしを行うために大変な御苦勞をおかけした経緯があったところであります。そこで、今回の援助員派遣事業から助成制度への変更により、雪おろし業者を変更した場合でも変更手続きが不要になったものであります。

さらに、公助だけでなく共助という考えから、これまでできなかった近隣住民の方による雪おろしも助成の対象にするなど、利用者が雪おろし作業を選ぶ上で選択の拡大につながったと考えているところであります。

この事業の趣旨は、あくまでも雪おろしなどの作業に要する費用の全部または一部を助成し、高齢者世帯等の費用負担を軽減するための助成事業であります。市が雪おろし援助員を派遣するのではなく、利用者の方が主体的に雪おろし業者を選定していただくことができるようにすることで、より利用しやすい制度になったものと考えております。

また、助成事業対象者のほとんどの方は年金受給者と思われます。助成事業期間中に年金が支給される日は今年度は12月13日と2月13日の2回ありますので、雪おろし作業のお金につきましては事前に準備していただくようお願いしているところであります。なお、昨年までは雪おろし業者へお金を振り込む制度でありましたが、今年度からは登録していただいた利用者御本人の銀行口座などへ振り込む制度になりましたので、入金の手務処理につきましても速やかに行ってまいりたいと考えているところです。

また、屋根の広い家など高額な雪おろし代金になる場合には、利用者と雪おろしを行っていただ

く業者との話し合いにはなりますが、業者への支払いを分割払いでも助成金の交付は可能であることもお話ししているところでもあります。

また、制度の変更による申請登録や請求の手続の大変さにつきましては、登録申請と助成申請を同時にしたことにより、申請手続の簡素化につながるものと考えているところでもあります。

今回の助成事業は今年度からの事業であり、これからでございますので、今後とも利用者の皆様の状況をお聞き取りするなどの把握を行いながら、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、子供・女性電話相談の直通電話設置についてであります。DVの具体的な相談対応につきましては、健康福祉部こども課で行っております。現在、電話による御相談は、まず電話交換手が電話に出て、そこで内線番号や係の名前、用件をお伝えいただいて、担当につないでおります。この方法ですと、議員お述べのとおり、相談の担当部署がわからない方が電話をかけた場合、急いで相談したいにもかかわらず、このような内容の相談をしたいのですがなどと電話交換手に伝えてから担当につないでもらうということもあろうかと思えます。このことは、直通電話を設置して電話交換手を通さず、すぐ担当の電話につながれば解決できることでありますので、直通電話でありながら、なおかつ代表電話からもつながりこともでき、また内線電話としても使用できるなど従来同様の利便性も考慮しながら、導入を検討してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

〔山口昇一企画調整部長登壇〕

○山口昇一企画調整部長 私からは、男女共同参画基本計画の進捗状況についてお答えをさせていただきます。

御指摘のように、本市の男女共同参画基本計画については県の計画を踏まえながら、昨年の12月に改定をさせていただきました。その中でDV防

止対策について明文化させていただいたという特徴がございます。この計画に掲載しておりますDV対策のための施策の内容といたしましては、4つを掲げております。1つ目は、DV等に関する相談窓口の周知と、相談者にスムーズに対応できるよう市役所内の連携強化を行っていくことあります。2つ目は、相談担当職員の資質向上のための研修機会の確保。3つ目としては、DVの防止と被害者保護のための関係機関とのネットワーク化。4つ目としては、関係機関、女性団体等と連携して、あらゆる世代の人に対するDV防止についての普及啓発の強化であります。

施策の実施状況であります。1点目のDV等に関する相談窓口の周知については、ポスターの掲示、パンフレットの窓口での配布、また市役所庁舎の1階と2階の女性用のトイレであります。DV相談ナビカードを設置いたしております。市役所内の連携強化では、庁内の相談窓口のある部署、秘書広報課、社会福祉課、こども課、高齢福祉課、環境生活課、商工観光課などが集まり、担当者会議を開催しながらお互いの情報交換などを行い、スムーズな相談ができるように連携を図っております。

2点目の相談担当職員の資質向上については、山形県男女共同参画センターが主催の相談機関実務者研修会などの研修会に参加することで、その資質の向上を図っております。

3点目の関係機関とのネットワーク化については、置賜地域DV被害者支援連絡協議会との連携や関係する各研修会、会議等への参加などによって各団体との連携を密にしながら、問題解決のための速やかな対応ができるように努めております。

4点目の啓発事業につきましては、ポスターの掲示やパンフレット配布を行うほか、議員からも御指摘がありましたが、市庁舎1階の市民ホールにおいて女性団体と共催でDV防止パネル展を開催しております。さらには、高校生を対象に、三友堂看護専門学校との連携で、デートDV防止講

座を開催させていただいております。また、今年度からになります、市内女性団体と連携をしながら、本市独自の男女共同参画の啓発リーフレットを今作成しており、年度内の完成を目指しているところでもあります。

私からは以上であります。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○5番（山田富佐子議員） 答弁ありがとうございます。

それでは、最初に高齢者の除雪援助員派遣事業について伺いますが、先ほど部長の返答の中に、訪問介護とかサービスを受けている世帯というか人数は50人というお話を伺いました。そして、そのときに自立した生活が在宅で送れるようにという御返答もありましたが、介護サービスとか訪問看護を受けている人は、なかなか自立できていないがためにヘルパーさんや看護師が派遣されて行っているわけです。そして、先ほども言いましたように、緊急呼び出し等では本当に命にも危険の及ぶような事態もあるわけです。そういうときに駐車場の確保、また押雪軽減も大切ですが、市内の中心ならいいんですが、少し一歩市街から離れると、公道から玄関先までかなり遠い場所もあって、ヘルパーさんからも本当に大変なんだと。雪をかき分けて行かないと大変なんだなんていう話も。それが、例えばお家の方がいらっしゃれば何も問題はないんです。高齢者だけの世帯だからこそヘルパーや看護師が行かなくてはならない、そういう状況の中で、在宅で、住みなれた場所に住み続けるというのは本当に大変なことなんです。

あるケアマネジャーさん、またヘルパーさんにも伺ったところ、最近は冬期間だけ施設に入所することもあると言うんです。そうしたら、全然これは本末転倒ではないですか。在宅で住みなれた場所で住み続けられるようになどと建て前では言っている、全然そうではない。こういう状況を少しでも解決したい。また、お年寄りの方は、住む場所が変わったりすると認知症がすごく進むこ

とがあるんです。そういうことを考えると、元気で暮らすためには、自宅で少しでも住み続けられるようにするために、例えば10回の回数のところを特例で10回からその部分だけ20回にするとか、そういうことを私は強く要望しているわけですし、ぜひそのところを酌み取っていただいて、再度御返答をお願いしたいと思います。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 除雪につきましては、先ほども申し上げましたとおり、やはり高齢の方が自立した生活を送られるようにというところがまず目的になってございます。議員お述べのとおり、実際介護を必要とされている方もいらっしゃるということではございますけれども、その中でも、先ほど壇上での答弁でも申し上げましたように、まずはそういうケアマネジャーをしていただく方皆様方で、そういった車の駐車場の確保ということでも連携を図っていらっしゃるということもございます。

それと、10回という回数でございますけれども、雪の降り方という状況もあるかと思います。現実には10回という回数を設定しておりますが、通常ですと、この回数を全部使っていらっしゃるというお宅もございません。ですから、その辺の状況、もうちょっと研究させていただいて、こちらのほうは対応させていただきたいと思うところであります。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○5番（山田富佐子議員） ありがとうございます。

私は、今部長おっしゃったように、10回全部丸々使っていないところもあるというのであれば、介護サービスを受けている人たちに例えば10回を12回にするとか、段階的でいいんです。10回から100回にしろなんて私は何も言うておりません。段階的に派遣回数をふやしていただければなと思うところですが。部長、10回というのは、どこから出た根拠なんですか。ちょっとそこを教えていただきたいと思います。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 恐れ入ります、この10回につきましては、これに至った経過が手持ちの資料にございませんので、今ここで御答弁はできない状況です。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○5番（山田富佐子議員） わかりました。それでは、後で御返答いただきたいと思います。

もう一つ、先ほど私は雪おろしの助成事業について、高齢者が一時的に全額支払うことの負担とか、あと詐欺事件の被害に遭うおそれなどをお話ししました。それで、例えば、雪おろしの日当代というのは平均1万5,000円くらいなんだそうですけれども、大きな広いお家であれば2人で作業するとなれば3万円なわけですね。そうすると、前は3万円から9,000円引いた2万1,000円を支払えばよかったのが今度は3万円丸々支払わなければならないんです。12月と2月の年金支給ではありますけれども。ことはまだ雪が降らないので12月は今のところ大丈夫なのかなと思いますが、この米沢ですから中旬過ぎにどかっと降る可能性もあるわけですし、お正月も迎えるわけですので、少しはお正月くらいおいしいものも食べたいと思う家庭も皆さんあると思います。そう考えるときに、3万円支払うのと2万1,000円支払うのでは全然違うのではないかなと思います。高齢者だけでなく私自身も、もしそうなったときには、すごくつらい思いをする、寂しい思いをするんじゃないかなと思うところですが。やはりそういうところを私は言いたいのであって。

例えば、口座振替になるとおっしゃいましたけれども、領収書を市のほうに届けて、どれくらいの日数で9,000円は振り込まれるわけですか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 通常ですと2週間なり3週間なりの時間は要するのかなと。会計処理もございますので、通常の業務ですと、そのような時間は必要になるかと思います。

ただ、議員お述べのとおり、確かに支払う額、利用者の側から見て支払う料金の増加というところがかわってきますので、先ほども申し上げましたとおり、極力早いペースでこちらのほうは、それぞれの利用者の方への口座振り込みをできるように事務の改善などを図っていきたいと思います。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○5番（山田富佐子議員） わかりました。まずは今回改正されたということですので、今冬の使用回数とか、また評価をしていただいて、次年度に生かしていただければいいかなと考えるところで。

ただ、私もう一つ懸念していることは、振り込み詐欺の件については、どのように部長お考えですか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 振り込み詐欺につきましては、先ほど議員もお述べになったとおり、私もこれから行おうとする雪おろしの振り込みばかりではないと思います。もちろん、今回の雪おろしの振り込みも含めてでありますけれども、そういったものがあるということで、特に今回の雪おろしで申し込みなされる方に関しましては、議員お述べのとおり、そういった被害に遭わないようにということで窓口でのお話をするができますので、直接、御利用の方には注意を申し上げるような形で御利用していただきたいと考えております。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○5番（山田富佐子議員） ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。幾らそういうふうにだまされてはいけないと言っている、こんなに被害額が出るわけですので、ましてや高齢者などは還付金があるなんていうと、すぐにね。お正月も来るしなんて思うと、そういうふうに言われていても、やっぱり「あれ」なんて思ってしまうのかなと思いますので、ぜひそこは窓口でも

御指導をお願いしたいと思います。

あと、本市は数々の高齢者の在宅福祉サービスを本当にきめ細かにやっていらっしゃると思います。先ほど高齢者の除雪援助員派遣事業とか雪おろし助成事業などありますけれども、全てにおいて正確には比較できないとは思いますが、除雪や雪対策全般に関して、県内の他市の状況などに比べて米沢市のサービスというのは差があるのでしょうか。劣っているのかすぐれているのか、どういう状況なのか、ちょっとそこら辺を。米沢だけが豪雪地帯ではありませんので、他市の状況などと比べてどうなっているか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 他市の状況については、ちょうど資料がございますので、お答えしたいと思います。本市、豪雪地帯でございますので、本市の雪の量に近い置賜地域の状況ということで御紹介申し上げたいと思います。

本市以外の2市5町全ての市町でも、同様の支援は行っております。共通するのは、65歳以上のひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯ということになっております。そのほかの条件としては、米沢市は市民税課税額が3万円以下の世帯を対象としておりますけれども、こちらのほう、2市5町のうち1市4町では非課税世帯に対する支援、そのほかの1市2町については世帯収入の上限を設けているという状況です。具体的に、ある市では、ホームヘルパーの訪問時のみ駐車スペースの確保を行っているようですけれども、一般高齢者世帯の除雪の制度は行っていない。雪おろしの支援については、1回の限度は6,000円くらいで、2回まで。また、ある町では、中心部が年間2万8,000円で、山間部については4万2,000円を上限に、これは雪おろしと除雪にかかった費用の全額の支援を行っているようです。

このように、ほかにもあるんですけれども、本市も除雪の場合、例えばお金のほうで御紹介申し

上げますと、除雪に関しましては、仮に全部使っていただいたとしますと、手作業、機械それぞれ半分ずつで4万7,000円ほど。それから、雪おろしを全部使っていただいて、標準の場合ですと2万7,000円。合計で雪にかかる高齢者の支援としては7万4,000円という額です。

そういったことから、他の市町では対象世帯が市町民税が非課税であるといったことを考え合わせていきますと、本市の雪おろし関係の支援というのは、置賜圏内においては優秀なほうではないのかなというふうに考えているところであります。以上です。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○5番(山田富佐子議員) ありがとうございます。

今の部長のお答えだと、対象者を非課税世帯から市民税課税額3万円以下の世帯になっているということは、それだけ広く多く対象者を支援できることにつながるのかなとも考えられます。本市の高齢者の雪対策のサービスについては、今のお話を聞くと、ほかの市のサービスに比べ大いに評価できるのではないかなと思いますが、先ほどの訪問介護のサービスを受けている人については、先ほど部長は研究と言いましたけれども検討をぜひ、研究だとちょっと弱いので、ぜひ検討していただき、来年度に向けて検討していただくことを要望したいと思います。

次に、屋内施設についてお伺いいたします。

先ほど市長のほうから、町なかの既存の建物を利用して、今検討を始めたという御返答もいただいたところですが、私も例えばすこやかセンターの整備とか、また図書館移動後の置賜総合文化センターの使用なんか、そういうのもいいのかなとも考えてはおりましたが、中心市街地活性化の一つとして新文化複合施設の近くの空き店舗を活用して、子供たちが遊ぶことのできる施設とか、あと高齢者が多く、また市民が行き交うような、そういう交流の場をつくっていったら、本当ににぎわいを創出できて、また空き店舗の活用にもなる

のかななんて思っているところですので、ぜひに、ぜひに検討を早急に進めたいと思うところです。このことについては、一日も早くできることを要望して終わりにしたいと思います。

ただ、1つ、参考までなんですけれども、先ほどの東根市の例ですが、東根市の土田市長は、「少ない人口や予算の中で創意工夫、知恵を出し、特色を出すことができるか、地域間競争は自治体同士の知恵比べだと思います。遊びという視点で子育て支援をやっている自治体は東根のほかにはありません。これが東根市の特色です。大事なことは」、ここが大切だと思います、「大事なことは説明責任と説得力である」と。先頭に市長が立ってリーダーシップを発揮されて取り組んでおられる姿がすごく出ていると思います。だからこそ、県内35市町村の中で唯一、また東北全228市町村の中でも第11位の人口増加率なんです。やっぱりそれは結果としてあらわれていると思いますので、ぜひに子育て支援のほうについてもよろしく願いしたいと思います。

次に、電話相談の直通化についてお伺いしたいと思います。

先ほど前向きに検討したいというお話もありました。実際、電話を直通化するのには、設置費用とか経費はどれくらいかかるのか。もしわかればお伺いしたいと思います。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 概要でしか聞いていないところではありますけれども、今の庁内の電話システムを変えた場合ということで、月額で800円ほどというふうに今のところは聞いております。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○5番(山田富佐子議員) 月額800円ということは、12カ月掛けると何ぼでしょうか。そんな値段でできるなんて。それは月の経費ですので、配線を延ばしたりとかするともう少しお金もかかるのかもかもしれませんが、それくらいでできるのであれば早急にぜひにしていきたいと思いますと思うんです。

先ほど山口部長からリーフレット作成の話がありました。年度内に作成したいというお話も伺っておりますので。実は、県内のリーフレットには全て電話相談の窓口が直通になっていて、番号が全部書いてあるんです。今回米沢市も特注のリーフレットを作成するわけですので、ぜひにそのリーフレットに米沢市の電話番号が直通化なるように、年度内とおっしゃっていますので、部長のほうも前向きに検討されるということでもありますので、せっかくなのでリーフレットに後で紙を張って「直通」なんて書かなくてもいいように、最初から「直通」と印刷できるように、ぜひに御検討をお願いしたいなと思います。

あとは、電話のつながり方とかは先ほどお話ししましたのでやめますが、ただ今後の課題としてすごく私は要望したいことがあります。相談を受ける場所のことです。今、こども課で相談を受けているんですが、相談を受ける場所というのは比較的静かな場所での対応が望ましいのではないかと思います。現在はこども課の来客対応テーブルの隣です。周りの声が聞こえる場所なので、相談者の心の叫びに担当者は集中して耳を傾けることができるでしょうか。相談室の場所というのも一つ大切なのではないかと思いますので、その検討もお願いしたいと思います。

もう一つ、相談員は、私が伺ったところによると、嘱託職員であるというふうに伺いました。そして、それは5年契約であるということで。ただ、私は相談業務というのは、先ほど部長からもありましたけれども、とりわけ専門的な知識とか法律とか、またカウンセリングの技術、そういうスキルアップが今後にも必要な分野であります。そういうふうに考えたときに、せっかくだとお金を出して学んでも、5年後に離職しなければならないのでは、どうなんでしょう。例えば、5年契約して、その後また再雇用で5年契約する、そういう契約はできるのでしょうか。御返答をお願いしたいと思います。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 議員仰せのとおり、相談員につきましては嘱託の方ということで、やはり5年ということで、その範囲の中でお願いをしていかなければならないものと考えております。ただしなんですけれども、この方を専門に張りつけてお願いしている一方で、専門の職員を1名、それから担当の上司になる者が課長補佐ということで、職員が2名、実際この業務を担当してございます。ですから、もちろん嘱託の方の働きというものは大きい部分はございますけれども、事案のつながりとかケースの持ち越しなどにつきましては、専門の職員がございますので、相談案件については遺漏のないように取り扱っていけるというふうに考えております。

それから、相談室でございますけれども、まず一旦は議員お話しになったこども課のフロアのところでお話は聞きます。その内容に応じて今度、こども課の奥に個室がございますので、当然こういったDV関係に関しましてはほかの人の目に触れてはいけないわけなので、そちらのほうに移っていただく。さらに場合によっては別の場所ということで、場所も考えながら相手様の相談に対応させていただいているところです。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○5番（山田富佐子議員） 今部長のお話では別室に相談室があるということですが、そこには電話はあるのでしょうか。例えば、そこに電話があれば、ちょっとお待ちください、ちょっと場所を変えますからと言って、そこに行って電話をとって、そこでゆっくりお話しできるという態勢ができるのかどうかについて伺いたいと思います。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 こちらのほうについては、内線の電話があるだけです。ここは常に職員が常駐しているわけではなくて、こども課とすぐ行き来できる場所でございますので、そのような連絡事態が発生したとしても、通常の会話で済むよう

な距離ですので、その心配はないというふうに考えております。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○5番（山田富佐子議員） 来所されての相談はやはり別室ではありますが、電話での相談でも静かな環境の中で、例えば相談されている方の悩みが子供のことの悩みだったりしたときに、あその相談窓口にはたくさんのお母さんが子供さん連れで相談にも来ていますね、こども課に。そうすると子供の鳴き声が聞こえていたりすると、それをかえって気にされる相談者も電話の受話器の向こうにはいらっしゃるのかもしれない。そういうふうに考えたときに、私は相談室はやはり静かな環境がよいのではないかということも思うわけです。

もう一つ、私、今回この電話相談については、直接交換手の方にもお話を聞いてまいりました。そうしたときに、交換の方も丁寧に対応されているなとすごく感謝申し上げてきましたが、相談の内容を何回も言わなくてはならないのは本当にしのびない。そういう意味では、申しわけないけれども今話し中なので、もう一度電話をしていただだけませんか、丁寧にそういうふうに説明しているなんていうことも聞かせていただいて、すごく私は安心したところでした。先ほども言いましたが、その立場に立って、きめ細かな支援というのが私たち市民にとって、私たちがやっていくことが第一だと思いますので、今後も検討していただきたいと思います。

これで終わります。

○島軒純一議長 以上で5番山田富佐子議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午後 0時05分 休 憩

~~~~~

## 午後 1時00分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、産業部長より午前中の佐藤忠次議員に対する答弁で訂正の申し出がありますので、発言を許可します。埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 午前中の佐藤忠次議員の御質問の中で、中小企業支援策としての新規就業支援策に関して、このたびの産業用地分譲に係る新たな助成金制度として検討している雇用奨励金制度の適用範囲についての質問があり、米沢八幡原中核工業団地とオフィス・アルカディア団地に限定されますとの答弁をしましたが、この雇用奨励金制度につきましては市外からの新規に立地する企業で所定の条件を満たす企業であれば、米沢八幡原中核工業団地とオフィス・アルカディア団地に限らず、市内全域で該当するように制度設計を行っているところでございます。以上、訂正させていただきます。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員、よろしいですか。

○10番(佐藤忠次議員) はい、了解。

○島軒純一議長 それでは、次に進みます。

一つ、市道除雪にかかわることについて外1点、13番工藤正雄議員。

〔13番工藤正雄議員登壇〕(拍手)

○13番(工藤正雄議員) 一新会の工藤正雄です。

本日も傍聴に来ていただきまして大変ありがとうございます。きょう初日で、午後から3人の方が演壇に立たれるわけですが、これから一新会が続くということで口火ということで、ただいま会派室を出てくるときに拍手をもって出てまいりました。これから頑張りたいと思います。これから雪も降るということで、この雪に関する質問でありますが、当局におかれましては、熱い答弁、市民の方、傍聴席の方が喜ばれるような答弁をお願いいたします。

今回の質問は、市道除雪と建設業に関連することです。このことについて今までにも何度か質問

をしていますが、さまざまな方策があり、これによしという答えはないと思います。まだ気がついていないところを見つけ出し、よい方向を目指して取り組むほかないと思います。

市道除雪についての質問は、米沢の雪道を安全で円滑な道路確保によって日常生活に支障を来さないための一つの取り組み策です。また、もう一つの建設業についての質問は、現在、建設業界の喫緊の課題を状況判断し、将来に持続可能な施策への取り組み策です。

それでは、質問に入ります。

1の市道除雪にかかわることについての(1)市民モニター制度の導入はできないかです。

ことは例年より早く初雪が降りました。その分、雪囲いや車のタイヤ交換など雪対策の準備で忙しくされた方が多かったと思います。関係する行政当局はもちろんですが、市民の方も豪雪に向かい、しっかりと克雪に臨まなくてはなりません。先ほども申しましたが、市民が日常生活を支障なく過ごすには、安全と円滑が確保された道路が不可欠です。そのために、今まで本市では市道除雪に多大な労力と経費をかけて、行政当局と路線除雪の委託業者によって取り組んでこられました。しかし、市民からの苦情・要望等が1シーズンに千五百数件あると聞いています。このことを少しでも緩和するための方策が必要だと思います。そのために、雪道に対しての苦情・要望を積極的に受け入れる体制とその支援策を構築してはどうでしょうか。

除雪の場合の苦情・要望内容には、同じ問題が同時に発生し、即対処しなければならないこともあると思います。それとは違い、地域住民の方の協力によって解決できるような問題もあると思います。除排雪が特に必要なところや雪で見通しが悪くなり危険になったところ、また除雪に必要な空き地を探していただくなど、地域住民の情報提供によって問題を解決できることがあると思います。その受け皿となる体制を当局、委託業者、地

域住民の3者で設定し、苦情・要望の問題に対応してはどうでしょうか。

また、地域の事情に詳しい地域住民の方に市道除雪対策市民モニターとして地域を見守っていたく活動ができるような市民モニター制度の導入を図ってはどうかでしょうか。昨年3月にも同様の質問をしています。

また、市道の路線除雪は厳しい深夜の仕事です。その尽力をねぎらい、路線除雪業者と直接作業をされているオペレーターの方に対し表彰制度を考えてはどうかとも提案しました。このことについてもどのようになっているか、あわせてお聞きします。

市民モニター制度設定の目的は、市道除雪に対して市民からの苦情件数を減らし要望を可能にするため、地域を見守っていただく役づくりです。それには市民の方の協力を得て問題解決を検討していただけるような体制づくりと市民モニター制度のシステム構築ですが、当局はどうお考えかお伺いします。

次に、同じく市道除雪にかかわることについて、  
(2) 除雪が不十分で狭隘になった道路の交通渋滞解消策はないかです。

道路除雪は、基準の降雪のときに実施されます。それが繰り返されることで道端に押された雪が徐々にふえ、道路の幅を狭くしていきます。降雪の自然条件は同じですから、市内の至る所で見受けられるようになります。雪のないときの道路状況と違い、ドライバーは車の運転に細心の注意を払い、低速走行運転になり、自然渋滞が発生しやすい状態となります。道幅が狭くなっても車同士がすれ違える余裕のある道路では問題ありませんが、道路の幅が狭くなり、雪ですり鉢状態になった道路では、不可抗力的な接触事故にならないように、交差するお互いの車が牽制し合い、動けずに渋滞が発生することが多々あります。雪のないときでも道路事情により渋滞のしやすいところでは、さらに雪による渋滞発生が多くなります。

毎年、降雪時になると同じ問題で苦勞している周辺道路の方がおられます。当局は、雪による交通渋滞を把握しているのか、また除雪による交通渋滞の解消策をどのように考えているのか、お伺いします。

次の質問に入ります。建設業に関連することについて。

(1) 建設労働者の減少をどう考えているかです。

全国的に見ても、建設労働者の減少は明らかです。大規模な鉄骨建築、鉄筋コンクリート建築に必要な職種の鉄筋工や型枠工の減少だけでなく、身近な住宅建築工事にかかわる大工、左官、板金、塗装、電気、機械設備等の専門技能士にも建設労働者の減少があらわれています。人間が生活を営むに大切な衣食住があります。その住の部分で、建設するになくてはならない職種の専門技能士です。このことに対し、平成21年の12月に一般質問で技能士養成の支援方法を提案しました。現場で活躍できる専門技能士を養成するには一定の時間がかかります。建設労働者の減少に影響を与える大きな歯どめにはなりませんが、技能士養成の支援は将来に技術・技能を承継するための一つの施策だと思います。当局は、この専門技能士育成の支援を充実する提案をどう考えられるか、また喫緊の課題の建設労働者の減少にどのように対応されるか、お伺いします。

次に、(2) 公共工事設計労務単価は建設労働者の賃金に反映されているのかです。

国土交通省の資料によると、建設投資及び就業者数の推移は、民間、政府ともの建設投資額のピークのときが平成4年度で84兆円、就業者数が619万人でした。昨年の24年度見通しですが、建設投資額は45.3兆円、就業者数が503万人でした。ピーク時との減少比は、建設投資額が46%、就業者数が19%のダウンです。公共建設投資の減少に伴って低価格入札のダンピング受注が激化し、労働者の賃金に影響があらわれました。また、若手の建

設技能労働者が入職しない原因として、収入の低さ、仕事のきつさ、休日の少なさ、作業環境の厳しさ、社会保険等福利の未整備が挙げられます。反対に、離職する原因としては、収入の低さ、仕事のきつさ、作業環境の厳しさ、休日の少なさ、社会保障等福利の未整備が挙げられ、入職しない原因と離職する原因が共通し、中でも収入の低さがともに大きい割合を占めています。建設業男性労働者の年間賃金総支給額と全産業支給額平均との比較では、約26%も下回る給与水準の低さです。

国土交通省では技能労働者の減少傾向を一時的なものではないと判断し、今適切な対策を講じなければ将来の建設産業の存続が危惧され、災害対応やインフラの維持・更新に支障を及ぼすものと見ています。技能労働者の適切な賃金水準の確保は喫緊の課題であり、適切な価格での契約及び技能労働者への適切な水準の賃金支払い等を促進するように、都道府県知事、建設業の団体の長、民間発注者団体宛てにお願いをしています。

また、平成25年度公共設計労務単価は、技能労働者減少等の対策に反映させるため、社会保険等への加入徹底の観点から必要な法定福利費相当額が設定されています。ダンピング受注により下請企業へのしわ寄せが技能労働者の賃金低下や社会保障への未加入にならないように、適切な賃金が支払われることが重要と示しております。下請契約が相当額を含んだ額で締結されたときに、支払い状況の確認を図るようお願いするとともにしています。

このように、国土交通省による平成25年度公共設計労務単価の設定は、賃金や社会保障の経費が含まれ適切に反映されるように通達を出しています。本市の公共工事では、これにのっとり、工事契約された物件が国土交通省のガイドラインに沿って建設労働者への賃金に反映されているのか伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの工藤正雄議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、市道除雪のうちの市民モニター制度導入等についてお答えします。その他につきましては部長よりお答えします。

市民モニター制度を平成24年3月議会において工藤議員より御提案いただきましたが、その後の取り組みの様子を紹介させていただきます。昨年度より、市内各地区のコミュニティセンターに除雪モニターの協力をお願いし、道路パトロールでは一度に確認し切れていない各地域の最新状況を把握する試みを行っております。この除雪モニターによる情報収集は、各地区の路面状況や強風による吹きだまり発生の有無、特に下校時の歩道の状況を市に連絡していただくことで適時適切な除排雪を実施することができ、大変有効であったと考えております。また、要望や苦情等につきましても、できるだけコミセンを通していただくことで情報の共有化にもつながっております。

そのようなことから、市民によるモニター制度として広げていくことも視野に入れながら、現段階では、各コミセンによるモニター制度の充実を図り、より丁寧な除雪を進めていきたいと考えております。

また、オペレーターに対する表彰制度ではありますが、御指摘のように、オペレーターの方々は大雪になれば早朝の作業に加え、日中の除排雪作業と寝食も二の次となるような状況で作業に当たられ、御本人を初め御家族の方々にも大変御苦勞をおかけしていることに市といたしましても大変感謝をしているところです。そのような作業環境の中、オペレーターの方々の意欲向上を図り、また持続をしていくためにも、本市が毎年実施している優秀建設工事技術者表彰のようなことができないかとの御提案ではないかと思っておりますが、功績に対して表彰制度を設けるとなると除雪路線ごとに条件がそれぞれ違う除雪作業において客観

的な表彰基準をどう設定していくかなど難しいものがありますので、冬期間の除雪作業に携わり、安全安心な道路確保のため日夜御尽力いただいているオペレーターの方々に対し、感謝を込めた対応が何かできないかどうか検討をして、早く実施できるようにしたいと思います。

私からは以上です。

○島軒純一議長 加藤建設部長。

〔加藤吉宏建設部長登壇〕

○加藤吉宏建設部長 私からは、1番目の(2)除雪が不十分で狭隘になった道路の交通渋滞解消策はないかについてお答えいたします。

ここ数年は降雪量が多く、また気温が低い日が続いたため、懸命な除排雪作業にもかかわらず除雪をした雪が両側に堆雪していき、幅員が狭くなり、また圧雪で路面がかまぼこ状態になるなど、道路を通行する皆様には大変な御苦勞をおかけしたと考えておまして、より有効な対策が必要なることを痛感しているところでございます。

御質問の雪による交通渋滞の状況把握につきましては、道路パトロール業務を市内4ブロックと八幡原ブロックを加えた5ブロックに分け、それぞれ業者に委託し、降雪量によって刻々と変わっていく道路状況を的確に把握できるように努めているところでございます。さらに、土木課においても2台体制でパトロールを行っており、特に渋滞の発生しやすい路線も含め、道路全体の通行状況などの情報収集に努めております。

また、交通渋滞の解決策をどのように考えているかとの御質問でございますが、雪道での交通渋滞の解消を図るには、まずは幹線道路における道路幅員の確保と凹凸を解消し良好な路面状態を保持していくことが重要だと考えております。そのためにも、道路パトロールによって路側や交差点などの堆雪状況や路面の段差発生状況を迅速に把握し、路線の排雪実施時期を見きわめるとともに、排雪順番や路線に適した機械導入など、効率的に排雪が行われるように努めてまいります。

さらに、短期的に多くの降雪量に見舞われ、路線の排雪作業に時間を要するような場合には、ロータリー除雪機で路側への切り上げによる幅員確保や部分的にすれ違い場所をまず確保するなどの緊急的な対策もあわせて講じてまいりたいと考えております。

通行状況は日々の降雪量や気温などによって大きな影響を受けるところであります、少しでも交通渋滞を軽減し、冬期間でも良好な道路環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 刃田産業部長。

〔刃田美佐雄産業部長登壇〕

○刃田美佐雄産業部長 私からは、2の建設業に関連することについてお答えします。

初めに、鉄筋工や型枠工、さらには大工、左官、電気、機械設備の専門技能士の育成につきましては、本地域では現在、職業訓練法人米沢高等技能専門校において、木造建築科、左官・タイル施工科、塗装科、建築板金科の4課程が開設されており、それぞれ2年ないし3年間の課程で専門技能の習得による育成を行っております。

本市では、議員御指摘のこうした建築関係の後継者育成並びに専門技能者の確保の必要性を十分認識しており、県とともに高等技能専門校に対して支援を行っているところであり、また昭和59年から技能功勞者表彰制度を設け、すぐれた技能者表彰をすることにより技能者の社会的・経済的地位の向上を図るとともに技能尊重の気風を培い、技能者の育成を図っているところでございます。こうした事業を継続しながら技能者の育成を図ってまいりたいと考えております。

次に、建設労働者の減少にどのように対処するかとの御質問であります、建設業では公共工事の減少などを受けて、ここ数年受注が減少してきていたことから人員を減らしてきた経過があり、加えて就勞環境が他産業に比べて厳しいことなどから若手労働者が少なくなり、高齢化が進んでい

るなどの状況にあります。

しかしながら、東日本大震災の復興事業を初め各地での公共工事の増加や景気の回復傾向を受けて、建設関係の労働者が不足している状況にあります。10月の山形労働局による求人、求職の状況を見ますと、全産業の有効求人倍率は全体で0.95ですが、建設、採掘の職業は求人数が1,519人に対して求職者数が422人と求人倍率は3.60となっており、前年同月と比べても求人数が263人増加したのに対し求職者数が48人減少し、求人倍率が0.93ポイント上昇しております。

本市といたしましては、全体的な景気回復傾向を受けて雇用環境の改善傾向にありますが依然として多くの方が就職先を求めている状況ですので、職業の幅を持って就職先を検討できるようハローワークなどとも連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、公共工事設計労務単価が建設労働者の賃金に反映されているのかとの御質問でございますが、議員御承知のとおり、労働単価については公共工事の発注に際し定める予定価格の算定に使用するため、国土交通省ホームページにおいて各種情報が公開されているところであります。ことしの3月29日付の国土交通省土地・建設産業局が発表した「平成25年度公共工事労務単価について」によりますと、労務単価を決定するために毎年、公共事業等に従事した建設労働者等に対する賃金の支払い実態を把握して労務単価を決定しているとあり、賃金と労務単価の相関関係が説明されております。

さらに、労務単価の金額については、雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではないとあります。すなわち、賃金の額の決定は、あくまでも会社と個人の労働契約によって決定されるものであり、本市が直接関与することは困難でありますので、御理解を賜りたいと存じます。

一方、同日付で「技能労働者の適切な賃金水準の確保に関する要請について」が建設業団体に発

せられており、その中で賃金水準の引き上げを図るよう求めています。本市といたしましても、技能労働者への適切な賃金水準が確保されることは今後の技能者の確保、育成に極めて大切なことであると認識しておるところでございますので、公共工事発注に当たっては事業者に対し適切に対処するよう求めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○13番（工藤正雄議員） 市道除雪のほうでは、市民モニター制度、あと除雪にかかわりのあるオペレーターに対しての感謝ということで、市長から大変前向きな答弁をいただきました。3者、当局側と委託業者、それと地元地域という除雪に対する協議ということで、コミセンを軸にして現在やられているということですが、それがもう少しだんだんと進んでいけば市民モニター制度も導入になるのではないかという感じがすけれども、24年度ですか、そこからコミセンのほうにいろいろな情報提供をお願いしているということですが、実際には職員がやられていると思うんですけども、そして地域のほうにまた協力をお願いするという感じで、いまいま役柄的にお願いするということは何か不自由なところはないんでしょうか、コミセンをお願いしているということ。その辺、ちょっとお聞きしたいと思いますけれども。

○島軒純一議長 加藤建設部長。

○加藤吉宏建設部長 コミセンによるモニター制度でありますけれども、昨年度から試行的に行わせていただいております。本来でありますと、基本的に除雪というのは、朝の除雪、基本的にはそれ1回という形になるわけです。降雪量が多ければ、それに合わせて日中の除雪もあるわけですが、

実は、風が強くて下校時の通学路が雪は降っていないんですけども吹きだまりで通れなくなったという状況の部分が、我々にも今までは余り詳しく伝わってきませんでした。昨年度からのこの

モニター制度によって、地区の方々から直接コミセンのほうに連絡が入って、子供さんたちが下校するその時間帯に、「ここ吹きだまりになっているよ」というふうな通報をいただいて、早速土木課のほうにその連絡が入り、市から業者に連絡するとともに市でもパトロールに向かって、その部分、下校に間に合うように除雪をしているというような例も多々あったようでございます。

そんな形で、今回のこのモニター制度、大変我々としても適切に情報把握の働きがあったなというふうに考えております。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○13番(工藤正雄議員) モニター制度、それがだんだんいろいろな面で発展していけばいいなと思います。

また、ワンシーズンの苦情件数、土木課のほうに去年は千五百数件苦情が来ているということで、やはりモニター制度も絡めながら、いろいろな地域での苦情が出た場合に、なるべく当局のほうに電話するというだけでなく、何か受け皿的なものもあって、コミセンが中心になるのかもしれませんが、そういう面でも、登下校のときに見守り隊の方の情報のみでなく、新たにちゃんと責任を持っていたらいいような立場といいますか、それをつくって、少しでも今度除雪で苦情とかそういうものなるべく当局のほうを煩わさないような体制はどうかとも思って提案したんですけれども、どうでしょうか、その辺。

○島軒純一議長 加藤建設部長。

○加藤吉宏建設部長 議員仰せのとおり、個々の情報あるいは苦情等をいただくのが、直接市のほうに千五百数件あったわけですが、今議員お述べのとおり、そういうものがモニター制度によってある程度集約された形で、整理された形でこちらのほうに御要望なりでお話しいただければ、我々も行動しやすいと考えております。このモニター制度、そういう形に発展していけば、なお作業もしやすくなるのではないかと考えております。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○13番(工藤正雄議員) これからちゃんとなったモニター制度が確立されればいいなと思います。また、3者、当局、業者、地域の住民の方のコミュニケーションがしっかりつながるような、そこでいろいろ協議できるような体制もできればいいのではないかなと思っております。

あと、表彰制度ということで、前向きな市長からの答弁をいただきました。寝食を忘れてと、そのとおりだと思います。夜中に起きて、そして通常の仕事とは違いますから、オペレーターの方の家族の方も協力をして送り出していただくのではないかなと思っております。

また、路線除雪の委託を受けた業者の方も、ほとんどが建設業にかかわる業務をされていると思います。そういう方は、除雪だけで冬期間経営されるわけではないので、日中は業務があるわけで、そういうことを犠牲というか、ある程度協力しながら除雪もやっているということです。会社にも冬期間かなりの負担がかかっているのではないかなということで、建設業者、あとオペレーターの方に表彰、感謝を申し上げる形を今探っているということです。ぜひそのことも進めていただきたいと思っております。

あと、除雪によって道幅が狭くなって、すれ違いができなくなるということで、私はすり鉢状態と言ったんですが、部長は「かまぼこ」ということで表現されました。そういう道路で、順番的に幅出しを待っている、その間の一時的な、幅出しにロータリーが来る。また、緊急でロータリーが出ていく。それまでの間、一時的に、1シーズンずっと片側通行にするということではなく、ちょっとの期間、その間、片側通行にするとか何かして渋滞が発生しないようにできないかというふうな方策はないか、施策はないかということなんですけれども、どうでしょうか、その辺。

○島軒純一議長 加藤建設部長。

○加藤吉宏建設部長 確かに円滑な交通の流れを得

るには一つの手段かなと考えます。ただ、通常の道路工事のように、あらかじめ計画的に一定の期間やるというふうに前もって通知をしてできるというのではなくて、堆雪して狭くなって、排雪しなければいけないという判断をつけるまでの間ということで緊急性の部分でございます。そういう部分で、業者的にといいますか、作業員それから交通誘導員という形も必要かと思えます。そういう体制がすぐにとれるかどうかというのが課題になるのかなというふうに今思っているところです。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○13番(工藤正雄議員) 降雪時に大体渋滞になる道路というのは特定できるような感じなんです。そういうところであれば、道路工事のような片側通行、期間が決まってということができないということもありますが、しかし毎年ここの道はラッシュで渋滞になるというところもあるわけですから、そういう面も考慮していただいて、渋滞の解消の施策を考えていただきたいと思いますので。

○島軒純一議長 加藤建設部長。

○加藤吉宏建設部長 議員仰せのとおりだと思います。解消のためにも、先ほど申し上げましたけれども、パトロールの強化というのがまず一番先だと思っています。そして、排雪の頻度だと思えます。通常の路線の基準、それは見ての状況になりますけれども、慢性的に交通渋滞が発生し得る場所についての排雪の回数の検討、そういうものを少し多目にやるということで、早目早目の対策がより効果的だと思いますので、その部分を十分パトロールしながら早目の判断をしていきたいと思っています。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○13番(工藤正雄議員) 除雪、市道の冬期間の確保というのは大変なことがあるわけですが、それなりに当局あと委託業者で頑張っていただいております。少しでも効率のよい除雪ができればいい

いなと思っております。これからも、私も何かいい方策があれば提案していきますので、よろしくお願いいたします。

次に移ります。建設業の関係であります。建設労働者が年々減っていくということで、一番は低賃金だと、原因がその辺ではないかと思っております。壇上でも申し上げましたが、ピーク時、それから仕事のあったときと就業者の数の多いときに公共工事の設計労務単価、これも一番高かったのではなかったのかなと思っております。労務単価のほうで見ますと、平成8年度が2万6,240円、そしてこれから毎年下降してきて、平成23年におきましては1万2,771円という公的な設計労務単価。そして、23年度から震災とか何かでございまして、また急激な建設業の労働者不足ということで、国交省のほうでもこの対応策をしなくてはならないということで、それを含めた環境、少しでも賃金低下を防止するように、あと少しでも若手の入職者が多くなるような環境づくりということで、社会保障もなるようにということで、公的な設計労務単価に含めまして、拘束はしないと部長はおっしゃいましたが、その辺、将来的に、今団塊の世代が一生懸命頑張っている、60代の技能者が頑張っているということで、何とか建設産業も成り立っていると思いますが、あと10年先を考えた場合は、その団塊の世代がいなくなるということで、何とか建設業の労働者をふやしていかなければならないということであります。そのためには若手の専門技能士を養成していくということであります。本市では職業訓練校として米沢高等技能専門校に支援をしているということであります。それは大変よいことではないかと思っております。

また、養成するのに、訓練校だけでなく、実際雇われておる小規模の事業所にも支援をしていくようにして、若年層の確保ということもお願いしたいと思っております。また、直接専門技能士を目指して頑張るという若年層に対しては支援をす

るということもお願いしたいと思っております。  
いろいろな支援の方法があると思います。そういうことをやって、とにかく若手を建設業のほうに導いて、そして将来的に建設業が衰退していかないようにやっていかなければならないのではないかと考えております。

その支援方法ですが、現在本市では職業訓練校に直接支援されているわけですが、そのほかのこういうことはどうでしょうか。小規模事業者で雇われている専門技能士の養成に対してとか、本人直接に支援をするというふうな施策はどうでしょうか。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 壇上でも申し上げましたが、東日本大震災の影響で県外への流出による技術者不足や労働者不足などの影響もあって、もともと労働者の少ない中での動きがありました。今後の建設業の景況判断が問われるわけではありますが、特に若者が就業しやすいよう、また高齢技術者や若者に技術の継承を促していくべく建設会社そのものの環境整備が必要であると考えておりますので、そちらのほうの誘導をぜひ試みてみたいと考えております。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○13番(工藤正雄議員) 具体的な支援策として申し上げたわけですが、そのように少しでも、壇上でも申し上げましたが、住は非常に大切な部分である、その住にかかわる労働者が減っていつては将来どうなるのかなという感じですので、ぜひここで本気出して、本市でも十分な支援ができるようお願いしたいと思っております。

あと、最後の4番目の質問でありました公共工事設計労務単価、建設労働者、末端で現場で働いている人たちに反映されているのかということですが、国土交通省のホームページを見ながら、拘束されているものでもないということではあります。賃金にかかわる部分であります。米沢市も、今回大型の公共工事も出ているわけですが、そ

のときも業者が落札するまでのいろいろな過程があります、そういう中でもやはり労働者の賃金に対してしっかり反映するように、現場で働いている人たちの賃金に積算されたことが反映されているように、実態調査ではないですが、把握すべきではないのか。そして、ある程度、受注業者に対して指導まではいかななくても、こういうふうにやってほしいということも発注者側の米沢市として業者側に示すべきではないかと思いますが、どうでしょう。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 公共工事の設計労務単価につきましては、実態調査した上で県や国が決めっております。建設会社等には一般公開されております。公共工事の工事費の積算に用いるものであって、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者の支払い賃金を、先ほど申し上げたとおり、拘束するものではないと思っております。したがって、この単価をもとに各社が独自に労務単価、賃金を決めているものであって、市として賃金を制限したりできないものと考えておるところから、その実態把握についても難しいのではないかと考えているところでございます。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○13番(工藤正雄議員) そう言われると、なかなかこれは解決できない。賃金低下がいつまでも続くというふうな。平成19年度ですか、私が請願の紹介議員として公契約の制定ということを出し、それが国のほうへの意見書となっていったわけですが、それもなかなか制定までには、公契約法、あと条例、それが進まないわけですが、そうしたきちんとした公的なところでの判断をしっかりといただかないと、いつまでたってもこのような建設業界の低迷、どんどん落ちこぼれていく。実際、将来的にどうなるんだということを考えないでやっているということが問題にあると思います。国は国、あと県は県、しかし米沢市はしっかりこういうことで支援、充実されて対応できるんだと

いうことを、米沢市式じゃないですが、法に触れるようなことではうまくありませんが、ある程度賃金低下にならないようなことを米沢市で実際に考えてみてはどうでしょうか。何も国、あと上からのことだけ、動向を見ないで。そうすると、10年後でも米沢市は建設産業はしっかりしている、住宅でも何でもいつでも対応できるということです。どうでしょうか、米沢市独自の考えとしまして、そのような方向にやっていくということでは。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 少し分けて御説明したいと思います。

まず、労働者個々の賃金の支払いの拘束部分、これについては産業部長が申し上げたとおりでございます。それは各企業において労働契約の中で最低賃金法に抵触しない範囲で決めていただく、これが原則でございます。それから、企業と企業との関係、元請人と下請人、これについての関係にも絡むわけですが、下請は下請の中で、その企業の中で調整をしていただく、これが基本でございます。

ただし、米沢市としては、元請と下請の関係、これについてはある程度の基準を示してございます。1つは、建設工事の元請及び下請関係の適正化の要綱でございます。これについては、合理的かつ適正な下請関係の確立、それを目指して、適正な施工を確保するために遵守してほしい中身を示したものでございます。それには、例えばですが、不当に低い請負代金、要するに下請として低い代金で請け負わないように、そして、適正な価格で請け負って、それが下請の賃金に回るように、そういったことを考えながら元請と下請の中での約束事をお願いしております。

そういったことで、個々の労働契約は確かに産業部長が申したとおりであります。企業間の中ではある程度の要綱を定めながら基準も示しておりますので、どうか御理解をいただきたいと思い

ます。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○13番(工藤正雄議員) いろいろ課題を解決するには問題があると思いますが、しかし実際、建設業というのは低賃金で一生懸命頑張っている。先ほど公的な労務単価を申しましたが、実際、実態賃金というのは、支払われている賃金というのは、まだまだ安い。最低のときの公的労務単価は1万2,771円、23年度ですか、実際はこんなにもらっている人なんていないわけでありまして。そういうふうな、賃金低下となるような原因、いろいろ申しましたが、なるべく公共事業におきましてはその辺を重視していただいて、なかなか難しいところがあると今お聞きしましたが、実際このままでは建設産業が衰退していくという問題を抱えておりますので、この辺を当局としてもしっかりと考え、検討していただきたいと思います。

そして、きょうの質問には除雪関係では大変前向きな御答弁をいただきました。この建設業につきましては、深い原因が、国絡みの、国政絡みの問題があります。そういう面で、地方自治で大きな声を出してもなかなか進まないかもしれませんが、しかし米沢市でできるようなところは、職業訓練校の助成、支援とか、また先ほども申しましたが、実際に雇っている小規模の工務店とか事業所があります、そういうところにもしっかりと支援していただいて、専門技能士の養成に尽くしていただきたいと要望いたしまして、私の質問を終了いたします。

○島軒純一議長 以上で13番工藤正雄議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 1時59分 休 憩

~~~~~

午後 2時09分 開 議

○島軒統一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に進みます。

一つ、新文化複合施設と連携した中心市街地活性化策の進捗状況について外2点、19番中村圭介議員。

〔19番中村圭介議員登壇〕（拍手）

○19番（中村圭介議員） 先ほどの工藤議員からもありましたけれども、午後の部、一新会2番手を務めます中村でございます。最後の洪間議員に議場を温めてぜひつながりたいと思いますので、私も今回も思いを込めて質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、質問に入りたいと思います。

まず、1つ目の質問になります。新文化複合施設と連携した中心市街地活性化策の進捗状況について伺います。

ことし6月の定例会において新文化複合施設建設費のたび重なる増額補正や建設反対の署名があったように、建設の是非について民意を二分する中、極めて異例な状態で議決して進んできていることから、市民説明、市民理解なしに建設を進めていくには懸念があり、一度立ちどまり再検討すべきであるという思いから、新文化複合施設の建設に係る増額補正分を削除する修正案を提出させていただきました。結果は、皆さんも御承知のとおり、賛成少数で修正案は否決されました。ことし3月の当初予算の際にも同じような理由で新文化複合施設に関連した予算を削減する修正案を提出いたしましたが、同じく修正案は賛成少数で否決となりました。私自身、この結果を一定の民意として重く受けとめております。

しかしながら、いまだ新文化複合施設建設に納得できない市民が数多くいるのも事実です。私も正直、いまだ釈然としておりません。それはなぜか。私も含め、反対を唱える多くの方が新文化複合施設に対して図書館や市民ギャラリーの利便性の向上だけを求めているのではなく、新文化複合施設建設によって中心部ににぎわいと活力を取り

戻してほしいと口をそろえておっしゃいます。つまり、これまでの当局が描く将来ビジョンや各種政策の議会説明、市民説明会等を行ってきましたが、それらを踏まえても多くの市民が活力に満ちた中心部の再生をイメージできない状況にあります。そんな状況で巨額の血税を投じる本事業に対して批判が集中するのは当然のことではないでしょうか。

繰り返しになりますが、私は6月定例会において新文化複合施設建設に対する議決は大きな区切りを迎えたと思っております。6月定例会での議決を尊重し、さきの9月定例会における契約案件については賛成をいたしました。しかし、問題なく議決に至ったわけではありません。議第83号米沢市新文化複合施設新設建築工事請負契約の締結について、賛成多数による附帯決議がなされたからであります。今回の質問にも関連しますので、この内容を再度読み上げさせていただきます。

新文化複合施設は、当初より建設地の変更に對する当局対応の不手際や見通しの甘さから、市長がおわびする事態に及んだ。また、地元中部地区民との信頼関係を損ね、反対署名運動が起こるなど混迷をきわめる事態となった。議会においても、建設予算の議決に当たっては僅差であったことから、世論を二分する状況にある。しかし、このような状況のままであってはならない。今後の円滑な市政運営のためにも、新文化複合施設供用開始と同時に、本来の目的でもある中心市街地活性化を実現するために、下記の点について十分な対応を求めるものである。

項目は3つありましたが、その1つ目、新文化複合施設建設のみならずポポロ館及び市民文化会館を含めた当該地区の将来ビジョンを示すこと。2つ目、中心市街地活性化基本計画の目的と必要性について、より広い市民理解を得られる努力を具体的に行うとともに、事業推進においては多様な市民力を活用すること。最後、3つ目、新文化複合施設建設をめぐる混迷をきわめた背景には、

市当局における情報開示のおくれなど不手際があり、その反省を踏まえ、今後は他事業も含め、適切な情報開示に努めること。以上が附帯決議の全文であります、この新文化複合施設建設事業がいかに瀬戸際で建設にたどり着いたかを御理解いただける内容ではないかと思えます。

米沢市中心市街地活性化基本計画の目的は、新文化複合施設の建設ではありません。基本計画の将来像にも掲げられているとおり、市民が生き生きと交流し、歴史と文化をともにつくり、伝え、未来へつないでいくまちをつくり上げていくことです。その将来像を実現していくためにも、広い市民理解を得ながら、多様な市民力を活用し、基本計画にもある数多くのソフト事業を効果的、効率的に実施することが必要不可欠であります。

そこで、最初の質問です。新文化複合施設供用開始と連携した中心市街地活性化策の進捗状況について伺います。来年度以降計画されている事業をどのように策定し、市民とかかわり実施していくのか。また、新文化複合施設とどのように連携して中心市街地の活性化を実現するのか。以上についてお知らせください。

新文化複合施設開館後に、「全然にぎわいが戻っていない、当時指摘したとおりではないか」と批判するのは簡単です。しかし、巨額な税金が投入されている以上、それは無責任なことではないかと私は考えております。そうならないためにも、市民とともに中心市街地活性化の重要性を認識し、今後実施されるソフト事業についても議論を深め、新文化複合施設との連携を図りながら、にぎわいを生み出していかななくてはなりません。私も、これについては真摯に向き合い、全力で臨んでいきたいと考えております。いまだ市民の中に渦巻く不安を払拭できるような力強い答弁をお願いいたします。

次に、2つ目の質問に移ります。米沢市協働推進条例を広く市民に浸透させるべきではないかについて伺います。

この質問は前回の9月定例会の一般質問でも通告しておりましたが、時間が足りず、質問席からの質問ができなかったので、再度質問をさせていただきます。

米沢市協働推進条例、この協働という言葉は、近年さまざまな場面で耳にするようになりました。それでは、なぜ協働という考え方が必要なのでしょう。近年、多様化する地域課題を行政だけの力で解決することが非常に難しくなっており、そこで、市民が持つ活力とアイデアを行政が担っていた分野にも生かすことで地域の身近な課題を迅速に、そして柔軟に対応することが可能となります。また、地域づくり、まちづくりにおいても、市民が自発的に議論、納得し、共有できる環境が必要であり、多くの市民参画を促す土壌づくりが求められております。

この市民協働は各地において、デマンド交通や子育て支援、地域防犯の巡視・巡回等、数多くの実績を上げており、新たな公共として全国各地で注目されている非常に重要な取り組みであります。本市においても平成21年に米沢市協働推進条例が制定され、4年以上が経過しますが、市民への浸透は進んでいるでしょうか。残念ながら、まだまだ不十分なのではないかと思っております。

本市で掲げた協働推進条例の崇高な理念を実現するためにも、意識啓発はもちろん、本市協働条例第3条にもあるように、市民と市とは協働を推進するに当たっては情報を共有し、相互の理解を深め、信頼関係を築くことに努めなければなりません。このことについて、どのように当局が取り組んでいるのか、その意識啓発や情報共有の方法など具体的な方策について伺いたいと思います。

次に、3つ目、最後の質問になります。道の駅の運営主体について伺います。

東北中央自動車道福島～米沢北間の建設に合わせて、高速道路インターチェンジ付近に整備する道の駅の基本構想を策定するために必要な事項について調査、検討することを目的に、米沢市道の

駅基本構想検討委員会が設置され、本日まで4回の委員会が開催されております。ことし9月30日には、検討委員会が主体となり、道の駅「四万十とおわ」を運営管理する株式会社四万十ドラマ代表取締役畦地履正氏が講師を務める講演会が開催され、私も聴講してまいりました。道の駅「四万十とおわ」は山間部に位置し、決して立地条件がすぐれているわけではありませんが、ここにしかないものを提供する滞在型の道の駅をコンセプトに、新聞バッグを初めさまざまな商品開発を行い、売り上げを大幅に伸ばし、年間来場者は50万人を超えるという全国でも有数の道の駅です。その道の駅の仕掛け人でもある畦地氏の講演は大変興味深く、今後の本市道の駅運営に当たり大きなヒントをいただく内容であったと思います。

その講演の中で一番印象的だったのが、道の駅の運営主体についてです。道の駅の運営に当たっては、立地やテナント、商品開発などさまざまな検討課題がありますが、畦地氏は運営主体こそが一番重要であると断言されておりました。要約すれば、運営者がしっかりとしたコンセプトを定め、綿密な方針を策定し、その意向を基本構想策定に反映させるべきである、運営主体が未確定のまま基本構想の策定が進んでいくのは問題である、このような内容であったと思います。私も全く同感であり、一刻も早く運営主体のあり方について議論し、その方向性を決めていかななくてはなりません。

そこで、壇上最後の質問です。本市で設置する新道の駅の運営主体について、当局はどのような認識なのか。また、運営者決定に向けた今後の過程についてお知らせください。

以上、壇上からの質問を終わります。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの中村圭介議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、新文化複合施設関連についてお答え

をいたします。その他につきましては部長よりお答えします。

中心市街地活性化の先導的役割を担っておりま
す新文化複合施設、西條天満公園、武者道を初め
とする都市再生整備事業によるハード整備は、事
業期間の平成26年度までに完了する見込みとなっ
ております。今後は、まちづくりの第2段階とし
て中心市街地活性化基本計画に登載されている事
業を着実に進めるとともに、新文化複合施設で生
み出された交流人口をまちのにぎわいにつなげて
いくために、その施設と連携した商業を含めた民
間活動の取り組みなど、ソフト事業の充実が必要
であると考えております。

このことから、中心市街地活性化協議会では、
今月12日にまちづくりを担っていく人材育成のた
めの中心市街地活性化セミナーの開催を予定して
おります。さらに年明けからは、中心市街地のに
ぎわい交流拠点エリアについて、これからまちづ
くりを担っていく若い方が中心となっている団体
やまちづくりに強い関心を持っている方に参加し
ていただき、ワークショップを行いながら新文化
複合施設との連携を含めたまちづくりの方向性や
仕組みづくり、具体的なアイデアなどについて取
りまとめを行い、協議会と本市が連携を図りなが
ら事業展開に発展させていきたいと考えておりま
す。

また、町なか居住の推進や子育て支援、バスな
どの公共交通機関の利便性の向上、景観形成、道
路などの都市基盤の高質化等、公共事業について
は実現まで時間を要するものもありますが、ソフト
事業と並行して進めていきたいと考えておりま
す。

具体的には、民間施設のストックを利用した町
なか居住の推進を図るため、現状分析やその活用
について不動産団体等からのヒアリングを実施す
るとともに、その結果を踏まえて効果的な制度設
計を検討してまいりたいと考えております。

さらに、山田富佐子議員の御質問にもお答えし

ましたように、現在、町なかの既存の建物を活用した、子供が遊べる屋内施設の設置を検討しているところです。

また、先日行われましたまちづくりプラン大賞では新文化複合施設と連携した移動式ブックカフェや障がい者向け読書普及のボランティアなどの提案もあって市民の関心が高まってきていますが、新年度からは西條天満公園や武者道を会場としたイベントなどに支援する仕組みを検討しており、市民提案方のにぎわいづくりの後押しを考えているところです。

いずれにしても、中心市街地におけるにぎわいの創出には構想や実施段階においてさまざまな事業との連携、関係者や市民との連携などを視野に入れた取り組みを行いながら、今後の中心市街地のまちづくりを進めていきたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

〔埴田美佐雄産業部長登壇〕

○埴田美佐雄産業部長 私からは、1番の新文化複合施設と連携した中心市街地活性化策の進捗状況についてのうち、まちづくり会社の設立に向けた考え方と進捗状況についてと、3番の道の駅の運営主体についての御質問にお答えします。

初めに、まちづくり会社の設立に向けた考え方と進捗状況についてであります。現在進行中の米沢市中心市街地活性化基本計画では（仮称）まちづくり会社設立事業を掲げており、商業の活性化の観点から、平成27年度に「平和通商業等拠点施設整備事業」、「（仮称）民営まちなか交番・インフォメーションセンター等設置事業」、「ストリートマネジメント推進事業」の3つの事業をまちづくり会社が実施主体となって事業を推進するとし、前年の平成26年度に（仮称）まちづくり会社を市民、商工会議所、民間事業者、商店街、そして米沢市が実施主体となって設立するとしております。

そこで、これまで基本計画を進めるに当たり、まちづくり会社とは何か、なぜまちづくり会社が必要なのかの認識を深めるべく、全国のまちづくり会社の実態はどうなっているか、先行して設立している他地域のまちづくり会社の事例研究を視察研修や参考図書、インターネットでの情報収集などにより実施してまいりました。

まちづくり会社は、民間の組織でありながら、まちの活性化を目指して公共公益的な使命を持ち、収益性の低い事業であっても前向きに取り組む組織であり、さらに使命達成のためには組織としての強固な基盤、いわゆる人・物・金といった経営資源のバランスがとれた健全な経営体質が不可欠であると考えております。このことは、今後、中心市街地活性化法に基づく国の各種支援制度を利用する上でも大切な要素であり、仮にまちづくり会社を設立しても経営基盤を確立しなければ、早々に会社経営が破綻してしまうと予想されます。このため、まちづくり会社が継続した事業活動を行うためには、設立時から持続的に事業実施できる経営基盤を持った会社組織を立ち上げるか、もととある民間企業をベースにソフト事業とハード事業を一体的に事業展開する企業に転換するかのどちらかであると考えているところであります。

まちづくりは常に挑戦し続けることが求められ、これで完成、終わりとなるものではありません。まちづくり会社が持続的な取り組みで収益性の低い事業分野にあえて先行投資している事業であり、特殊な経営環境にある組織であることを関係者間において十分自覚した上で、事業内容の選択と同等かそれ以上のエネルギーを費やして組織をデザインする必要があります。

これからのまちづくり事業は長期的展望を持って持続的に実施していく必要があります。事業を成功させるためにも経営基盤の充実は欠かせないものでありますので、まちづくり会社の設立に当たっては、より多くの市民や関係者間での議論を深めておく必要があると考えております。

また、人材の面からも、これから設立するまちづくり会社の組織設計上の重要な視点として、まちづくり会社に配置するプロジェクトマネージャーにどれだけの予算と権限を付与し、それに対してどのような成果を期待するのか、事前に明確にしておかなければなりません。本市のまちづくり会社では、設立準備に当たっては関係者の十分な議論と検討を行い、必要となる予算と権限に関してもしっかりと対応してまいりたいと考えております。

次に、具体的な進捗状況ですが、現時点ではまちづくり会社の設立準備の段階であり、組織の構成員になり得る関係者に対して情報提供を行い、意識の共有を図るとともに、中心市街地活性化協議会の取り組みとして、まちづくりの意識啓発のためにセミナーやフォーラムの開催を企画、実施しているところであります。先日20日にも伊丹市職員の綾野昌幸氏を講師に迎え、「まちづくりは止まったら負け」と題して、まちづくりの担い手を上手にサポートしながら活性化を実現するためのセミナーを開催しました。

さらに、さきにも述べましたが、今月12日には弘前大学教育学部副学部長の北原啓司氏から「まち育て」の考え方を学ぶ「まちづくりフォーラム」を開催することにしております。北原先生は本市中心市街地活性化協議会がことし4月にまちづくり視察研修で弘前市を訪問した際、弘前のまちづくりの中核施設や実質的なまちづくり会社の現状を説明、御案内いただいた方であり、その先進的な取り組み事例と考え方を今回、本市において直接御講演をいただくことになっております。

こうした取り組みを進めながら、市民参加のまちづくり意識が高まり、もって商業者や各関係団体等のより一層の相互連携と協力を得ることでまちづくり会社の設立に向け一步一步前進してまいりますので、議員初め市民の皆様の御理解と御協力をお願いするものであります。

次に、道の駅の運営主体の考え方についてお答

えします。

御承知のように、現在、米沢市道の駅基本構想検討委員会で道の駅の基本コンセプトを初め、規模、構造、さらには施設管理や運営等について検討していただいているところであります。検討委員会では、御指摘の運営主体や方法等についてどうあるべきかについても検討をしていただくことになるわけではありますが、先進事例や有識者の意見等も参考にしながら、施設の整備とあわせて検討していかなければならないと考えております。

市といたしましても、これからの道の駅は経営的に自立ができる産業振興施設としての運営が不可欠と認識しておりますので、その運営を担う運営主体をどうするか議論を重ね、繰り返しになりますが、米沢市道の駅基本構想検討委員会の検討を踏まえ早急に対応してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

〔山口昇一企画調整部長登壇〕

○山口昇一企画調整部長 私からは、協働について答弁をさせていただきます。

本市では、米沢市まちづくり総合計画を基本指針に、従来の行政が主体となっていくまちづくりを見直し、市民と行政が協働でつくり上げるまちづくりを進めており、市民からの発想をまちづくりに取り入れ、米沢市全体の将来像である「豊さとやすらぎ」とともに創りあげる「ときめきの米沢」の構築を目指しております。

具体的には、協働の基本理念や市民と行政の役割分担、協働を推進するための仕組みを定めた米沢市協働推進条例を制定し、協働推進施策に関し意見を述べる米沢市協働推進市民会議の設置や、市民と行政がともに地域の問題解決に取り組む協働提案制度を実施しております。

また、NPOなどの団体が行う公益活動へ支援し、地域課題の解決と団体の育成を図る市民公益活動支援補助金事業の実施のほか、行政内部にお

いても職員が協働推進条例の理念を理解し、施策を推進していく上でのあらゆる場面において協働を手段として選択できるようにするために、継続的に職員研修を実施しております。

ほかにも協働の考え方として、市民と行政が直接一つの事業を行うという協働のほかに、市民と行政がそれぞれの役割を持って地域を支えるという協働もあるわけでありますが、そういった意味合いでは、地域がみずからのマンパワーで地域活性化などに取り組むための支援事業として「輝くわがまち創造事業」の実施がございます。

単に条例の趣旨を周知するのみでは、なかなか協働の理念は広がってまいりません。これらの実践的な取り組みを通して、その波及効果として協働が地域や行政の中に広まっていくことを目指して施策を推進しております。

なお、これらの協働推進施策に関しましては、随時、見直しを行っております。現在は、先ほど申し上げました協働提案制度、それから市民公益活動支援補助金事業について、事業開始からそれぞれ5年、7年が経過していることを踏まえ、これまでよりもさらに使い勝手がよく、かつ効果的な事業とするため、平成26年度からの改定実施を目標に、これら補助・支援制度の見直しを行っているとあります。

協働の理念は地方自治の本旨に共通するところがあり、協働を推進することが結果として自治力の向上につながるものと考えておりますので、今後ともまちづくりにおける実施の中で協働がより浸透していくよう推進してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） では、質問席より再度の御質問をさせていただきます。

では、順番に、中心市街地活性化の進捗状況についてということですが、これ聞き取りでもお話しさせてもらったんですが、つまり新文化

複合施設建設だけでは中活はなし得ない。その他の事業がどのように絡んで進んでいるのかということ具体的に、どんな進捗でとか、どんな効果をとということを聞きたかったんですが、市長からは総括的過ぎて、非常にわかりづらいもの。これは中活の概要書を見れば、いつ実施するというのは載っている、いろいろ補足はありましたけれども、私は細かい部分で伺いたかったので、産業部長よりまちづくり会社という話もありましたので、もう少し掘り下げて伺ってみたいと思います。

まちづくり会社についての御説明をいただきましたが、ちょっと違和感を感じまして、すぐまちづくり会社の一般的な概要の説明をいただいたようで、では本市にとって何でまちづくり会社が必要なのかというのがわからなかったんです。私が思うには、地域の課題がこう、中心部はこうあるべきだと、その課題を解決するためにまちづくり会社が設立されるべきものという認識を持っておったんですけれども、今の話だと、何が問題かをこれから探し出して、まちづくり会社を設立することで有利な財源を使っていくかを精査するみたいな答弁だったように聞こえたんですけれども、何でまちづくり会社を設置しなければならないかということ、今の疑問も解消してもらえるように、もうちょっとわかりやすく教えていただきたいんですけれども。逆に言うと、まちづくり会社が今やるべきことというものは、まだ明確に決まっていないということでよろしいのでしょうか。もう一度確認させてください。

○島軒純一議長 刃田産業部長。

○刃田美佐雄産業部長 壇上でも申し上げたとおり、まちづくり会社の設立に当たっては現在準備の段階でございますが、まちづくり会社の設立をしなければならない理由については、私どもは中心市街地の活性化全体をにらんで、必要な民と官とが一体となって取り組む組織体であるなというふうに思っており、その必要性を探りながら検討していきたいと考えているところでございます。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番(中村圭介議員) ちなみに、こちらにある市民というのは、どのような方を対象に今話を詰められているのでしょうか。その辺を教えてください。

○島軒純一議長 夢田産業部長。

○夢田美佐雄産業部長 市民というのは全市民を対象に考えておりますが、中心市街地のエリアだけの市民でなくて、米沢市全体の市民を捉えておるところでございます。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番(中村圭介議員) 全市民を対象にして、反映してまちづくり会社のあり方を考えていくとなると相当時間が必要でありますし、相当な作業だと思われまます。26年度、つまり来年に設立されるわけですね。事業計画で言えば。ですから、もう1年後には間違いなく設立しているか明確な形ができていくという状況だと思います。ですから、それにしても余りにも今の段階でこれから市民を交えてあり方を考えていくというのは、物すごく私は遅過ぎると思います。ですので、ここはもう早くしてくださいと言うしかないんですけれども、まちづくり会社がどうあってということをも早く、ある程度でも行政から何で設置したいのかということをも明確に言えないと、みんなで考えていきたいと思います。意見も出せないですし、何をしようとしているかということも伝えることができないと思いますので、そこはきっちりまとめたいたしたいと思います。

もう一つ伺いたいのが、先ほども壇上で部長が、自主事業で回すのが非常に難しい会社もあると。私もそれもおるところでありますけれども、今まちづくり会社で担う部分、さっきありましたね、ストリートマネジメントとかまちなか交番とか、これは何ですか、自主事業で回すものと考えられておりますか。実際、今のところ託す事業というものはどうなんでしょう、収益的には受託事業になるのか、一部自主事業で収入も見込まれて

いるのか。その辺、何か検討されていれば、お答えください。

○島軒純一議長 夢田産業部長。

○夢田美佐雄産業部長 現時点ではまだ具体的な精査をしていない状況でございます。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番(中村圭介議員) そこが多分重要だと思います。自主事業で回すにも、何が足りなくて、どんなことをやるのかもそうですし、単なる受託でやってしまうだけの会社なのか、それでも全然会社のあり方も違うようです。私もいっぱい調べさせてもらったんですけれども、まちづくり会社、だんだん成熟してくると落ち込んでくる。その会社の特色を見ると、ほとんど市とか公益の受託事業の受け皿になってしまっていて、要するに社員たちの思いとか熱意がどうしても事業に反映できない。そういうものでしぼんでいっているというのもあるようですので、まだまだ検討する箇所たくさんあると思いますから、これは早急にぜひ方向性をまとめていただいて。これ市民とかみんなでも話すよりも、市である程度こうしたいんだということをも練り上げてほしいんじゃないですか。それをもとに市民なり関係団体に意見をもらう、これが大事だと思うんですけれども、部長、どうでしょうか。

○島軒純一議長 夢田産業部長。

○夢田美佐雄産業部長 まちづくりの意識啓発のために、今現在セミナーとかフォーラムをやっているところでございますが、それらを通じて広く市民にお伝えして、参加していただいた上で活性化の推進に向けて邁進してまいりたいと考えております。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番(中村圭介議員) 市民もそうなんですが、ぜひ当局でどうあるべきかという理想像をしっかりとつくって、それを示していただきたいということです。セミナーなんかを補足的に開催していただくということは大変大切なことだと思いますの

で、そちらもあわせて、これぜひ早急にお願いします。

もう一つなんですけれども、新文化複合施設の運営管理の方法というものの、こちらは決まっていますか。これも大分前、1年前ぐらいにお話しさせてもらったかと思うんですが、そのときは検討中だというような答弁をいただいたんですけれども。運営のあり方についての議論というか進捗については、どのようになっているのでしょうか。

○島軒純一議長 神田教育管理部長。

○神田 仁教育管理部長 新文化複合施設及び附帯施設であります駐車場の管理運営につきましては、提供するサービスの内容や経費のバランス、そういったものを含めて、指定管理者制度も含めて現在検討しているところでございます。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） 大分前に聞いたときも検討、すごく長いと思うんですけれども、検討に時間を要する何か要因、阻害要因というのは何かあるものでしょうか。もしあれば。

○島軒純一議長 神田教育管理部長。

○神田 仁教育管理部長 検討している内容につきましても、ほぼ最終段階に入ってきておりまして、早ければ年度内、なるべく早くお知らせしたいと考えているところでございます。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） ちなみに、その検討というのは、当局全体でお話しされている話ですか。部だけでのお話なんですか。というのは、何でそういう話をするかと言いますと、私のイメージとすると、新文化複合施設、先ほど市長もお話しされたとおり、中心市街地活性化の核となる施設だと思うんです。複合施設といえども、市民ギャラリーと図書館、その2つだと思うんですけれども、何となく単純に市民ギャラリーとか図書館という専門性をただ管理するだけの運営者に任せるんじゃないくて、それはそれらの専門家と連携して運営していけばいいでしょうし、やはりあそこを核と

して、さまざまなイベント、人をつなげるような、要するにコミュニティーのネットワークをつくれるような、構築できるような、そういう組織、人材をそこに置くべきだと私は思うんです。要するに、ただ施設の管理者があそこにおいて、単に出入りをするだけじゃなくて、あそこを一体的に、僕のイメージだと、そこにまちづくり会社、先ほど言ったまちづくり会社みたいな中活を担うような組織が入るべきだと思うんですが、その辺どうなんでしょうか。ちょっとお考えのほどを。

○島軒純一議長 神田教育管理部長。

○神田 仁教育管理部長 当然のごとく、この施設管理につきましては教育委員会の部内で、私どもの教育管理部だけで検討している問題ではなくて、市全体としてさまざまな角度から相談しながら、協議しながら進めているところでございます。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） ちなみに、年度内ということとは、もう具体的に組織名も挙がってきているということでしょうか。どういう感じなんでしょうか。もし差し支えなければ、その辺、教えてもらいたい。私がさっき言ったイメージの意見が採用できるような状況なのか、それとももう具体的に「ここ」というイメージができて上がっているのかを伺いたいんですが。

○島軒純一議長 神田教育管理部長。

○神田 仁教育管理部長 指定管理の相手先とかそういう部分については本日はちょっとお答えできる状態ではないですけれども、事業を進める、広げる、そういった部分については中村議員のおっしゃったような連携などを、まちづくり会社というふうになるのかは別として、中心市街地の活性化の事業などと連携しながらできるような体制を考えているところでございます。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） どんな組織をイメージされているのかわからないので、あえて私も細かくは言いませんけれども、先ほど言ったのが全て

です。ただ施設の建物の管理とか図書館の受け付けだけとかギャラリーの使用の日程管理だとか、そういったものというのは、誰でもという言い方は変ですけども、そういったものでなくて、市民が望んでいるのは、それらを核にしてどれだけのいろいろな人をつないでイベントをしたり中活事業につなげるかということ企画したり運営したり、いろいろな会議を主催したりとか、そういったことを望んでいるわけなので、ぜひその辺は精査していただきたいと思います。そういった方がもう候補に挙がっているのであれば心配はないんですけれども。まちづくり会社というものがそういったところに合致してくるのかとか、さまざまなことが想定されると思います。

幸いにして大分決まっているのかなという思いもありながら今回実は質問もさせていただいたんですけれども、来年26年に事業実施を行う割には、まだちょっと進んでいないなど。非常に遅いと思います。開館とともに効果的な事業実施を行ってください。これ壇上でも申し上げたとおり、附帯決議でも書いてあります。ですので、この部分をぜひ早急に行ってもらいたいと思います。だから、この部分をしっかり示していただかないと、本当に中活がなし得るのかという不安が払拭できないですし、部長が全市民対象にまちづくりの意見を聞く意気込みをおっしゃいましたけれども、この事業というのは、これまでの普通の公共事業ともまた違って、いろいろ反対運動も起きたり民意を二分したという経緯もありますから、今まで以上に、これまで体験したこともないくらいの丁寧さを持ちながら市民と意見交換を持って、中心部のあり方、運営のあり方というものを考えていっていただきたいと思います。

市長、どうでしょうか、これ。ぜひそういったところで早急に。どうも進捗が物すごく遅いように感じられるんですが、今までのやりとりを聞いて、どうでしょうか。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 できるだけスピードを上げて取り組んでいくようにしたいと思います。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） この複合施設については最後にしますけれども、私の今の話を感じた中で、こういうふうにしていきたいんだというものがないから、市民と打ち合わせをしたり協議をしたりというような答弁がどうしても出ちゃうのかなと。こういうものを実現するために、例えばさまざまな意見をもらってやっていくんだ、こういう中心商店街をつくっていくんだ、町なか居住はこうあるんだということを言っていただけないから、本当に大丈夫なのかな、来年できるのかな、どんな会社になるのかなと、やっぱり心配になります。今の段階では私は心配でなりませんので、市長がスピードアップしていただけるという話をいただいたので、運営管理、神田部長ぜひ、施設の管理というのも非常に大切な役割を担うものだと私は認識しておりますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

続きまして、協働の部分に移らせていただきたいと思いますが、今山口部長から、協働に関してはこれからさまざまな見直しなんかを行いながら職員の教育を行って広めていきたいというような、改善も含めた答弁であったかと思うんですけれども、実は今回私が一番申し上げたいところというのは、そういった意味では本市においては市民協働に必要な体制づくり、市民と役所がどうあるべきかという体制は徐々にでき上がってきている気はするんですけれども、環境づくりですね。市民がいかに協働の必要性を認識できるかという、本当に協働にたどり着く前の部分になります。

米沢市の条例を見ても、協働を推進するに当たり必要な情報を積極的に提供するとか、意識啓発を行う、市民の活動が活発に行われるよう環境づくりに努めるものとするというようなことで、意識啓発に向けたものも行政が担う部分として条例

に明記されておりましたけれども、その部分に対してどのように取り組みがあるかというのが答弁の中で少なかったのではないかなと思いますけれども、何かこの部分に対して、意識啓発に向けたというか、市民が協働ができるような、ステップアップできるような何か取り組み、活動といったものは、何か今行っていっていらっしゃいますか。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 例えば、協働について市民はこうあるべきだという市民の役割みたいなものを広報等で記事にしたりしてお知らせをするということもこれまでは試みの中ではやってきたわけではありますが、言っているだけといいますか、言葉で浸透するものではなかなかないと思っています。そういう意味では、やっぱり実践を重ねることによって、その中から市民の皆さんが自覚をし、それが地域の中に浸透していくものだろうと思っていますし、そうしたいものだなと思っています。

そういう意味では、条例の中での協働提案制度、5年間の実績があったんですが、なかなかにしてこれうまくまとまってこなかったという部分がございます。反省すべき点は今振り返りながら反省はしているんですが、もうちょっととつきやすい、市民にとって理解のしやすい協働のあり方というものを提供しながら一緒に取り組んでいかないと、難しいままの協働の理念では浸透していかないのだろうと思っています。そういう意味から、来年度に向けて使い勝手のいい制度に改善をしていきたいと今思っているところであります。要するに、実践から涵養していくのがやっぱり一番の早道ではないかなと。口で教えるとか文章で伝えるということよりも、そちらのほうが早いだろうというふうに認識しております。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） 部長のおっしゃるとおりだと思うんですが、ではその実践までどうやって持っていくのかということも非常に大

きな課題だと思います。協働ということは、理解するまで難しいというか時間がかかると思います。私も周りで話をしても、大きい声では言えないですけれども、行政依存というのがまだまだ多いなという感じがあります。「おやじのためにちゃんとお前らがやってくれよ」というようなことをおっしゃる方がいますので、まさに協働の理念をいかにして示すのかなということは私もいろいろ考えてみたんですが、その中でおもしろいというか取り組みがあったのが、協働の事例ですね、こういう形で地域の課題を解決しましたよという、実際に行ったわけではなくて、こういうことがつまり協働ですと。例えばデマンド交通の事例だとか、そういったものを作成して、配布なりネットで閲覧できるような状態にしておく。たしか大阪市だったと思いますけれども、そういった事例もあったようです。

何よりなんですけれども、徐々に、協働というレベルまで到達していないにせよ、市民の中でも市民活動といったところに意識を持って動いていらっしゃる方々が、そういった方にかかわっているからそう感じるのかもわからないんですけれども、大分ふえているように感じます。でも、その人たちがどうやって行政とかかわっているかわからないので、どうしても我々に相談が来るわけなんです。要するに、市民が誰に相談しているのか。自分たちがやりたい事業というのは今後行政とどうかかわるのか、どう発展させたらいいのかというのを相談できる場所がないんです。

協働がうまくいっている、市民の意識が高いところ、視察地を見てもそうなんですけれども、そういった場所に必ずあるものが、市民の活動を支えるサポートセンターとか、やっぱり窓口があります。そこに行って、こういう組織と連携してはどうかというようなアドバイスを受れたり、補助のお話だったり、さまざまな相談窓口になっておるようで、相当な相談件数があるようです。その窓口を契機にさまざまな団体につながり、いろい

ろな事業、イベントに発展していくということも伺ってまいりました。

ですので、こういった相談窓口、ぜひ専門の窓口、あったらいいな、つくっていただきたいなと思うんですけども、その辺いかがでしょう。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 事務分掌から申し上げますと、結論から申し上げますと、総合政策課の地域振興担当、ここが今現在の米沢市の窓口という格好になっております。

今どういう機能を果たしているのかについて少し御紹介をしたいわけですが、1年間を通してさまざまな御相談を地域振興担当のほうで承っております。それは公益活動支援補助金という一つの玉を持っておりますし、それから協働提案制度という窓口にもなっているということもあるんですが、まだ具体化していない相談案件も相当程度ありまして、これについては例えば県の社会貢献基金でこんな事業をやっていますよというふうな格好で、米沢市だけではなくて他部局のほうへの紹介などもしておりますし、それから具体的な内容によっては教育委員会のほうにきちんと話を通して担当課に誘導したり、そういった格好で窓口の役割は果たさせていただいております。

なお、もう一つ、協働については市民委員会というのもありまして、こちらのほうとの接点もあるわけですが、これについても地域振興担当が担当しておりますけれども、市民委員会の具体的な市民との接点というのが今までなかなか見つけてこられなかったという部分もございました。先ほどの見直し論の中でも実はその部分も反省点としてありまして、公益活動と協働提案制度を一体化しながら、市民委員会もその中に巻き込んで、使い勝手のいい制度にできるように今改定を考えているところでありますので、このまま地域振興担当のほうには頑張っていただきつつ、相談窓口としての機能を強化していきたいと思っております。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番(中村圭介議員) 説明ありがとうございます。ちなみに、せっかく説明いただいてあれなんですけれども、私が想像するに、その相談というのは何かいい補助金はないでしょうかというような相談と推察するところなんですけれども。例えば、こういう活動をしたいとかいう実質協働の提案とか市民活動にかかわる補助、アドバイスの相談の比率は、どうですか。わかればで結構なんですけれども、どうでしょう。何となく、この補助金あるなら、もっと別なやつお金出してけると。だから、今話している趣旨とはまた違う相談のような気がしてならないんですが。もしわかればで結構です。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 私が伺っているところでは、地域づくりをみずからやりたいという部分について、自分がやりたいことに合致する補助制度なり支援制度、当然ながら公益活動支援補助金にこれは該当するんでしょうかといったようなものが主でありまして、補助メニュー全体について説明を受けたい、その中で自分のやりたいことを探したいということではなくて、まず最初に自分がやりたいことがおありになって、これを生かすための補助制度はどういうものがありますかというような相談事が主になってございます。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番(中村圭介議員) だとしますと、どうしても公益活動支援補助金があって初めてそちらの窓口に行くということだと思います。市民認識としては、最初からそちらに行ってこの制度を知ることとは少ないのではないかと思います。私もどこに相談に行ったらいいかと言われてたら、最初悩むというか、わかりづらいところがありますから、窓口はつくってもらいたいです。こういう窓口をつくりましたら、市民の皆様の活動をサポートしますよと。私は、市民活動のサポートというのは、協働だけではなくて、さまざまな自主イ

ベントとか地域の商店街と連携したイベントだとか音楽イベントとか、さまざま市内で活動されている方がいますから、そういった方も包括的にサポート支援できる窓口ですよね。そうでないと、うち関係ないからあっちの課に行って、あっちの課に行って、あっちの課に行っちゃなくて、一つで相談できる窓口があればいいんじゃないかなと。それを今地域振興担当のほうで担えるのであれば当然いいんでしょうけれども。だとすれば、もっと告知も必要ですし、そういったことをお願いしたいと思います。

あと、部長、もう一点、私、前回の決算委員会でもお願いしたんですが、先ほど補助金多いんじゃないですかという意見を言わせてもらったんですけども、こういう補助金ないか、何か使える補助金はないかという問い合わせ、物すごく多いです。意外と職員の方に聞いても全部の補助金を把握されている方、これもなかなか少ないんじゃないかなと思うんです。ですので、段階的にでも結構なんですけれども、ホームページなんかで「市民の皆様へ」みたいな感じで、例えば生活だとかなんとかだといういろいろな分野分けしながら、こんな補助制度もあるので、ぜひ皆さん使ってくださいと。知っている人ばかり使って知らない人は使えないというのもすごく不公平な感じがしますので、ぜひ誰もが平等にいろいろな、こんな支援も補助もやっているんだとわかりやすい状況にしてほしいと思うんですが、その辺いかがでしょう。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 確かに議員おっしゃっており、さまざまな補助制度がございます。これは何も米沢市、教育委員会も含めてであります、だけではなくて、県レベル、それからさまざまな第三の団体、そういったもののメニューもございます。でも、まずとりあえず本市におけるさまざまな補助制度を一覧化できるように、それもカテゴリー分けしながら、こういう分野はこういうメニ

ューがありますよというふうな格好で体系化してお知らせができるような、例えばホームページのつくり込みではありますが、そういうふうな総合メニューのホームページをつくってみたいものだなと思っています。そういう意味で、より具体的な中身について、担当課の窓口もあるわけですが、とりあえずうちのほうに第一次的な相談窓口として御来庁いただいて結構ですというふうな対応を地域振興担当のほうで来年度あたりからさせていただけるように準備を進めてみたいと思います。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番(中村圭介議員) ありがとうございます。ぜひ、実験的にというか、頑張っって取り組みお願いしたいと思います。

次、道の駅について伺いたいと思います。

道の駅も実はまちづくり会社と同じようなイメージを持ちまして、庁内でも、当局内でも、調整会というか検討会みたいなものをつくられているわけですね、たしか。その中で、今の部長の答弁ですと、検討会で出たところを踏まえて、もんで、考えたいみたいな話だったんですけども、当局は運営方法を聞いて、どういう姿がいいのか伺いたかったんですが。それは、そういった考えをつくられていないのか、何か検討委員会に配慮して答えられないのか、その辺ちょっとお知らせいただきたいです。

○島軒純一議長 刃田産業部長。

○刃田美佐雄産業部長 道の駅の運営主体については、基本構想をきちんと作成した上ではっきり示していきたいと考えているわけですが、できるだけ早く決めていく必要があると思いますが、例えば公設民営の考え方に立って指定管理者を募集するのか第三セクターにするのかなど、整理しなければならないと考えています。ただ、できれば民間企業が出資して道の駅を運営する新会社などの設立も考えられるのかなど思っているところがございますが、内部でも具体的にはっきり、こういうふうな会社がいいのではないかと、こういう手法

で設立したほうがいいのではないかなというふうな具体的なところまでは、まだいっていないという状況でございます。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） 端的に伺いますが、委員会では、例えば当局案というか事務局案みたいなものを何も示さないで会議が進むものなののでしょうか。その議論に対して、例えば運営のあり方についてとか、自由にフリーにしゃべってもらう感じで進めるんですか。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 ただいま申し上げましたように、提案はさせていただいておりますので、それを決めつけて、これがいいとか、そういう決めた検討委員会への提案ではなくて、いろいろな考え方がありますよという提案で御意見をいただいているということでございます。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） ですから、その提案したところをどう考えているか伺いたかったわけです。さっき言った畦地さんの話では、運営主体が決まらないままにどんどんハードばかり進んでいったのでは、独自性も失われかねないし、まずいんじゃないかという話。それを踏まえて、私もそう思うので、どうでしょうかということを伺ったんです。提案されるということは、皆さんでどうあるべきかということを話されるわけですね。委員会の会議録を読ませてもらったんですけれども、みんなばらばらに、あれいい、これいいと言って、これをまとめるというのはどうなのかなと思ったから、本当に何の提案もされていないんですかということを伺ったんです。

だとすれば、今当局としてちゃんとしっかり、こうあるべきだということを描けないままに、こんな方法もありますよ、こんな方法もありますよということを提案して話をしたのは、收拾がつかなくなるというか。こうして、こんな道の駅をつくっていききたいけれども、皆さんどうだと。そ

れに対して、なるほど、これもいいなというのが議論のような気がするんです。会議録を読んだときに、次回の委員会はどうかかなと、すごく心配だったんです。本当に庁内でちゃんと理想は決められていないんですか。

もっと言うと、アンケートをとられましたね、9月30日とか青年部サミットでは。とったアンケートというのは、どんな取り扱いになっているんですか。それをもって私は当局の皆さんが、こうあるべきだということも話をして、委員会におろしていくのかなと思ったんですけれども。それでは、方向性は誰もわからないまま理想像だけを追いかけているように聞こえるんですけれども。済みません、もう一度お願いします。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 「四万十とおわ」の畦地先生のお話もしっかりお聞きした中では、私どもも急いで運営主体を決めていかなければならないという気持ちではあります。ただ、構想検討委員会の主体も考えながら検討していくとなれば、市の考えを示すという部分まではなかなかできないのではないかなというふうには内部では思っております。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） 示しづらい中で、どれだけ検討委員会からは答申をどんな項目についてもらおうと今決まっているものなんでしょうか。場所とか規模、面積も含めて。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 まだ具体的にはそういう段階まではいっていないところでございます。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） ですから、場所も、どこまで答申もらうかも決まらないし、こっちも意見を言えないという中で、委員の人が何を議論、これ大変じゃないかなと思うんです。次回の会議というのは年内中に多分あるんですかね。ぜひその会議録を見させていただきたいと思いますけれ

ども、やはりある程度こうあるべきだということ
をぜひ早く示していただきたい。そして、基本構
想策定に生かしていただきたいと要望して終わ
ります。以上です。

○島軒純一議長 以上で19番中村圭介員の一般質問
を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時09分 休 憩

~~~~~  
午後 3時19分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
この際お諮りいたします。

本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場  
合、会議時間を日程終了まで延長することにし  
たいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議を日程終了まで時間を延長  
することに決まりました。

次に進みます。

一つ、日本語教育の重要性について、17番渋間  
佳寿美議員。

〔17番渋間佳寿美議員登壇〕（拍手）

○17番（渋間佳寿美議員） 一新会の渋間佳寿美  
です。

おとといから始まった12月定例議会冒頭から、  
さらには先ほど午前中の質問の中にも、ケネディ  
駐日大使の話題が上がりました。ケネディ駐日大  
使の父親のケネディ元大統領が、尊敬する日本人  
として本市ゆかりの上杉鷹山公を挙げていること  
から、米沢市民もケネディ大使に対し親しみを感じ  
ているところでありますので、ぜひ米沢にお越  
しいただきたいなという思いを持っている一人で  
もあります。

ケネディ元大統領が鷹山公を尊敬しているとい

う一方通行的なものだけでなく、我々市民もケネ  
ディ元大統領を尊敬していると申し上げたいと思  
います。特に、ケネディ元大統領の言葉、国家が  
国民に何をしてくれるのか求めるだけでなく、国  
に対して何ができるのか考えてほしい、その言葉、  
私の胸に残っております。

言葉とは、このように心に残るものであります。  
その言葉について、今回の私のテーマとしたいと  
思っております。日本語教育の重要性について、  
言霊を込めて質問に移りたいと思います。

今や小学校5年生から英語が必修科目となっ  
ております。新学習指導要領には、外国語を通じ  
て言語や文化について体験的に理解を深めること、  
積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度  
の育成を図ること、外国語の音声や基本的な表現  
になれ親しませながらコミュニケーション能力の  
素地を養うこととあります。そのために進められ  
ているのが5年生からの英語必修化であります。  
外国語を学ぶことは新学習指導要領に基づいてお  
り、特段異を唱えるものではありません。

ただ、英語を教科として指導している教員はも  
とより、ほかの教科の先生であっても異口同音に  
言っていることがあります。国語、つまり日本語  
の理解度が高い生徒は、ほかの教科の理解度も高  
く、成績もよいというのです。考えてみれば、理  
科であれ数学であれ、設問は日本語で問われてお  
ります。また、論理的な思考も日本語によってな  
され、日本語によって構成や説明されなければな  
らず、日本語教育の重要性は言うまでもありませ  
ん。つまり、何事も土台が大事であるということ  
です。土台がしっかりしていないところにまとも  
な建物など建つものではなく、この場合、日本語  
がしっかりしていないと教育が成り立たないとい  
うことであります。

ふだん何気なく使っている日本語です。だから  
こそ、外国語教育もよいけれども、意識して日本  
語教育を重視していくべきではないか、もっと日  
本語を本質的に知るべきではないかと考えるとこ

ろであります。ここに一般質問という機会に提言をさせていただきます。

日本語も英語も含めて、言葉とは何か、まず理解する必要があります。「初めに言葉ありき」と聖書にあるように、やや哲学的ですが、言葉がなければ物や概念はありません。言葉があつて初めて物があり概念があるのです。日本には「牛」という言葉があります。しかし、アメリカには「牛」という言葉はありません。どういうことかという、英語には牛という概念上の生物はなく、いるのは「カウ」と呼んでいる雌牛、乳牛であり、「オックス」と呼んでいる肉牛であり、あるいは「ブル」と呼んでいる雄牛、種牛がいるのであります。つまり、英語を使う欧米では元来、牛とともに暮らしてきた歴史があり、「牛」というひっくり返した言葉では生活上、意味をなさないものであります。いわば、言葉とは文化を伝えるものなのであります。

言葉とは文化を伝えるものと言いました。文化を念頭に、掘り下げて日本語とは何か考える必要があります。日本語の根源的な特徴を知ることによって日本語教育の重要性を知ることになればとの思いで続けます。

日本語の特徴の一つは、一音一音がはっきりしていて、それぞれの音に意味があるということです。1つ目の特徴である、一音一音に意味があるということから2つ目の特徴と言えるのが、日本語とは太古の昔からの言葉である、そういうことでもあります。

1つ目の特徴について申し上げます。日本語は一音一音がはっきりしていて、しかもそれぞれに意味があります。一音一音がはっきりしているということは、日本語は母音で終わるということです。英語のように子音ではっきりしない言葉が見当たりません。一音一音ははっきりしているから、日本には5・7・5の音で言葉表現した俳句や川柳といった文化があるのです。

一音一音に意味があるということについては、

説明が必要です。私の名前の「かすみ」という音で意味を説明してみます。かすみの「か」ですが、か行のか・き・く・け・こを意識しながら言うていただくとわかりますが、か行の音は口の奥を緊張させ、絞り出すように一気に発声しております。か行はその響きから、かたくて強いものをあらわしております。そのか行の「か」とは、幽玄なもの、奥深いものを意味しており、例えば神様の神、風、隠れる、影などの日本語にあらわれております。

続いて、「す」であります。すは口をすぼめなかったら出ない音であり、口の形のごとく、細く進むものを意味しております。進む、透き通る、澄んでいる、この場合の澄んでいるとは濁っているに対しての澄んでいるであります。澄んでいれば視界は先まで見えるというものです。さらに、中州というときの「州」とは、砂浜が細く延びたところを「州」と言うように、進むもの、先に延びるものを「す」の音であらわしております。

最後に、「み」であります。ま行のま・み・む・め・もは、一度唇を閉じないと出ない音であります。試してみてください。口を閉じてから優しく発音しています。鼻にかかる音でもあり、その落ち着きと深まりから、ま行は真理や本質、やわらかさをあらわします。まさしくま行の「み」とは、木の実の「実」、身体の「身」のように、本質を意味しております。

このように、日本語は一音一音に意味があり、全ての音とその意味を紹介したいところであり、が、時間の都合上、全ての音の意味については、議長の許可を得て、皆様に資料として配付しておりますので、こちらですね、皆様のもとに配付させていただいておりますので、こちらを参考にしてください。

申し上げたように、また資料のように、日本語は一音一音に意味があり、しかもその意味が息の出し方、口の形など、発声方法に基づいているの

であります。このことは何を意味しているのか。  
2つ目の特徴として、日本語は自然発声音に近い  
ということであります。驚きや喜び、怒りや笑い  
といった太古の昔から自然に音として表現してい  
たものをそのまま使っているということを意味し  
ています。

日本語の起源は諸説あり、定まったものはあり  
ませんが、少なくとも縄文時代中期に日本語の  
原型があったということは共通の認識になりつつ  
あるようです。縄文時代からの今でいう訓読みの  
言葉を大和言葉と呼んでおり、それから続してい  
るのが現在の日本語なのであります。

縄文時代というと、毛皮を着て、狩猟採集の安  
定しない生活だったというように習った記憶があ  
りました。しかし、最近の研究と、特に東北地方  
に数多く出土される遺跡から、縄文時代こそ安定  
した時代であり、だからこそ縄文式土器というよ  
うに土器でもって鍋の使用、つまり煮炊きができ  
ていた平和な時代であることが判明しております。  
縄文式土器は世界最古の土器であり、同じ時代の  
世界のどの地域にも見られない器具なのでありま  
す。

縄文時代こそ、すぐれた調和の世界を実現して  
おりました。つまりは、人間と自然との調和であ  
り、自然を正しく恐れ敬い、人間のためだけに食  
べ物をとり過ぎず、継続できるようにしていった  
のであります。動物だけでなく植物にも霊性を見  
出しているのであります。

そのような縄文時代に形成された自然発声音に  
近いのが大和言葉であります。さきに、言葉とは  
文化を伝えるものと申し上げました。縄文文化が  
色濃く残っているのが現在の日本語なのでありま  
す。

例えば、「もったいない」という日本語があり  
ます。日本人なら誰でもなじみのある言葉です。  
8年前に、「もったいない」という日本語が世界  
中に知られることになりました。国連・女性の地  
位委員会の会合で、ワンガリ・マータイさんとい

うノーベル平和賞受賞者にしてケニアの環境副大  
臣の女性が、この「もったいない」を環境保全の  
合い言葉として呼びかけたことがきっかけです。

また、「いただきます」という大和言葉があり  
ます。「もったいない」「いただきます」のどち  
らも、ほかの言語には見当たらない言葉といいま  
す。つまり、外国には、その概念がないというこ  
とです。冒頭のほうで言ったように、言葉がなけ  
れば物や概念もないのです。「もったいない」「い  
たadakimasu」という日本語があり、世界にその言  
葉と概念を広めなければならない思いです。

また、同時にやはり言葉は文化を伝えるもので  
あることに気づかされます。つまり、「もったい  
ない」「いただきます」とは、自然や物に対する  
敬意と感謝を持つ文化があってできた言葉である  
ということです。縄文人が自然を畏れながら自然  
を利用し、草木でも何でも霊性が宿り、何事にも  
感謝の念を抱いてきた縄文時代からの精神文化が  
「もったいない」「いただきます」という言葉で  
現代に生きているのであります。

言葉として残っているということは、とりもな  
おさず、その精神文化も概念も生き続けていると  
いうことにほかなりません。これまでの人類の歴  
史とは、自然を破壊、征服してきた歴史でありま  
した。がしかし、これからは日本人が縄文時代か  
ら継承してきた自然と調和する歴史をつくってい  
かなければならないと強く思うのであります。

自然と人間との調和という日本人の和の心を、  
縄文時代から継承してきたものを、失ってはなり  
ません。言葉を失えば、その精神も概念も失うこ  
とになります。だからこそ言いたいのは、外国語  
もいいけれども、日本語教育の重要性なのであり  
ます。日本語教育の重要性を御理解いただけたも  
のと思っておりますが、そこでお伺いいたします。

本市教育委員会として、日本語教育を重要視し  
ているのでしょうか。申し上げてきたとおり、私は  
日本語教育は重要と考えておりますが、本市教育  
委員会はどのように考えているのでしょうか。認識をお尋

ねいたします。

また、現在どのような日本語教育、つまりは国語教育をしているのでしょうか、お答えください。

日本語の根源的なところを知れば、日本語の重要性の認識が高まるものと私は考えます。

そこで、さらに伺います。国語の教員たる先生たちの研修や研さんについてどうしているのか、あるいは今後どうしていこうと考えているのか、お答えください。

日本語教育と「教育」をつけて言っているように、教育委員会への質問でありましたが、次は日本語に関し、市行政全般にわたる課題として、外来片仮名語に関しての質問に移ります。ことし6月にNHKが視聴者から損害賠償請求の訴えを起こされました。NHKは公共放送というのであれば国民にひとしくわかりやすい放送に努めなければならないところ、外来語として片仮名語を多用し、番組を視聴しても理解できず苦痛だったということでの訴訟であります。この視聴者は片仮名語が多く使われていることについて再三の質問状を送ってもNHKから返答もなく、訴訟に踏み切ったという報道がありました。

外来片仮名語は、理解している人にとっては意識することなく見聞きできるものであります。しかし、日々新たに入る外来語でわからない片仮名表記・表現に出会うと、理解に苦しむ場合があることは十分あり得る話であります。一方で、既に日本語のように使われ、なじんでいる外来片仮名語が多数あり、見きわめは難しいものがあります。ただ、言えることは、ともすれば外来語を使うと最新の知識を持っていて能力がある人のように見えそうですが、全く逆であり、むしろ難しい言葉をわかりやすく言うのが本当に能力がある人と言えるのではないのでしょうか。

これまで日本人は外来語、外来文字とどうつき合ってきたか、現在の片仮名外来語表記の課題解決につながればという思いで歴史を振り返ってみます。日本人は、大和言葉を長く使ってきました。

言葉とは、基本的には音であり、文字は後からついてきたものであります。日本においては外来文字である漢字が導入されましたが、やみくもに考えもなく、そのまま日本に漢字を輸入したのではありません。万葉集に見られるように、万葉仮名として漢字を音として使い、音をあらわす文字として日本語に生かして使ったのであります。その後、漢字が導入されたからといって漢字の何もかも取り入れたのではなく、日本語に当てはめるという離れわざをやったのけたのです。音読み、訓読みという大発明をして、訓読みで大和言葉を使い続けたのであります。

時代は移り、今から百二、三十年前の出来事についても触れなければなりません。明治維新後、日本は文明開化を国是として、西洋文明を多く取り入れようとししました。言葉にないものは物も概念もないと重ねて言うとおりに、西洋の政治制度などは日本になく、当然言葉もありませんでした。おびただしい外国語が入ることになりましたが、福沢諭吉、中江兆民など当時の有識者たちは、そのまま導入せず、日本語に訳して外国語を取り入れたのであります。政治制度で言えば、我々が今いる「議会」という言葉もそうです。「議員」も「政策」も「自由」も「民主主義」も、日本人が考えてできた和製漢語なのであります。経済上の言葉で言えば、「金融」や「市場」、「工業」や「商業」という言葉も和製漢語であり、「企業」「証券」「銀行」「資本家」「組合」なども日本人が考え出した漢字であります。

漢字の本場とされる国で、政治、経済分野のみならず社会科学、人文科学の用語のおよそ7割が日本から輸入された和製漢語であるという統計上の数値もあります。漢字の国の国名である中華人民共和国とは、実は「中華」を除いて「人民」も「共和国」も全て日本人が考え出した和製漢語であるという現実があります。ちなみに、現在の漢字の国の政治体制である「共産主義」という言葉も和製漢語であります。

漢字の国が和製漢語を違和感なく受け入れたというのは、漢字は表意文字であり、日本の有識者が漢字の正しい構成方法を知り、それを使い、すぐれた和製漢語をつくったからにほかなりません。

このように、日本人が日本語として取り入れた文字の歴史を見ても、一旦は取り入れ、国内でしゃくし、漢字をつくった国に逆に大量の漢字を輸出するほどにまでなったのです。

こう見てくると、現在の外来片仮名語をそのまま使うというのは、先人からすると、知恵も能力も出していないことになります。NHKが外来片仮名語を多用し、視聴者が理解できていない状況をつくっているということは、知恵も能力も努力も感じられない話なのであります。

事はNHKのみならず我々議会もそうですし、行政もしかりであり、もって「他山の石」としなくてはならない思いです。事行政に当たっては、市民への通知や広報、通告など、さまざまな意思伝達が行われております。そこに外来語たる片仮名語表記や表示が見受けられます。年配の方など、外来片仮名語になじみのない方が市役所からの通知が理解されているのか、NHKの二の舞にならないか、懸念されます。

そこで、お伺いいたします。本市行政における片仮名外来語の表記について、現状はどのように対応しているのでしょうか。また、今後どのような対応をしていくのかお尋ねいたします。

私は、全ての外来片仮名語について言っているわけではありません。人名など固有名詞や既に日本語のようになってなじんでいる外来片仮名語については、そのまま表記してもよいものと考えております。やみくもにというのが問題だと言っているのであります。自分が理解しているからといって相手もわかるだろうとつい使っていないか、一旦立ちどまって考えてみる必要があるのではないのでしょうか。どうしても片仮名外来語を使わなければならないときには、注釈をつけるなど何らかの手段を講じることを求めたいところであります。

す。さらに、もっと望むのは、明治の有識者のように、わかりやすくみずから訳して通知するのもよいのではないのでしょうか。

いずれにしても、言葉は変わっていくものと言われております。一方で、変わらないままであるのも言葉の特徴です。日本語を母国語とする我々は、日本語の特性と成り立ちを知る必要があります。先人の知恵や努力があって今話している日本語があることを知らなければなりません。将来にわたって我々は日本語を話していかなければならない使命があるのだということを申し上げ、壇上からの質問といたします。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの渋間佳寿美議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、行政における外来語＝片仮名語表記についてお答えをします。その他につきましては部長よりお答えします。

日本語は我が国固有の文化や精神を反映しながら培われ使用されてきたものであり、その点からも日本語を大切にしていかなければならないと考えております。米沢市役所では、平成7年に「ことばの手引き」という冊子を発行し、これに基づいて、わかりにくい外来語、外国語をわかりやすい日本語に言いかえる、日本語であっても、いわゆる役所言葉のようなわかりにくい日本語もわかりやすい日本語に言いかえる等の努力を行っております。今後も、どうしても日本語には置きかえられない難しい外来語、外国語には日本語の注釈をつけるなどの工夫を行っていきたいと思います。また、「ことばの手引き」についても改訂を重ねていきたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 原教育長。

〔原 邦雄教育長登壇〕

○原 邦雄教育長 私から渋間佳寿美議員の御質問にお答えをいたします。

日本語の奥深さについて学ばせていただきました。私からは、日本語教育の重要性についてお答えをいたします。

議員御存じのとおり、学校における教育は、日本国憲法を初め教育基本法や学校教育法などの諸法の定めにより実施されており、具体的な教育の内容等につきましては学習指導要領により示されております。学習指導要領はほぼ10年ごとに改定されており、現在は小学校では平成23年度より、中学校では平成24年度より全面実施になった新学習指導要領にのっとり行われております。

このたびの学習指導要領では、日本語教育にかかわっては言語活動の充実が挙げられておりますが、議員お話しのとおり、言葉はさまざまな学習の基本となるものであり、学習のみならず、私たちが生活をしていくためには必要不可欠なものです。本市教育委員会も同様に捉えております。そのようなことから、児童・生徒たちが言語の力を身につけていけるよう、国語の授業を中核にしながら、全教科において指導しております。

さらに、伝統や文化に関する教育の充実も挙げられており、例えば小学校5、6年生の国語では、親しみやすい古文や漢文の音読を扱ったり、中学校3年生の国語では歴史的背景などに注意して古典を読むことを扱ったりするなど、古典などの指導もなされております。また、ことわざや慣用句に関する学習内容の充実も図られております。

議員御指摘の日本語の歴史や日本語そのものについての指導を意味する日本語教育ということでは、平仮名、片仮名、漢字の成り立ちや敬語などについて学習する機会があり、理解を深めております。

次に、日本語教育に対する教員の意識についてですが、言語の力をつけるという意味では、学習指導要領の重点の一つとして言語活動の充実が挙げられていることもあり、言語活動をキーワードにした校内研究に多くの学校で取り組んでおり、教員の言語活動に対する意識は高く、その研

修も多く行われております。また、日本語の歴史や日本語そのものについての指導への意識は、言語活動への意識と比較すれば高くはないと思いますが、国語学習の基礎を築く大切な部分として意識をされていると考えております。

次に、日本語教育の重要性についてであります。感覚的には日本語は温かさや美しさを感じます。そこからは先人の知恵や豊かな感性を想像することができますし、歴史や文化に触れることもできます。そのことにより、子供たちは日本のよさを感じたり国や郷土を大切に思う心が芽生えたりもすると思います。このようなことから、日本語教育は大切にしていけるべきものと考えます。

また一方、国際化社会になっている現在の状況や今後ますます他国とのかかわりが重要になってくる時代を考えれば、外国語教育も重視されるべきことであり、学習指導要領では外国語教育も重視されております。学校では、中学校における外国語の授業時数の増加や小学校5年生からの外国語活動の導入もなされました。新設された外国語活動では、英語力を高めるのが目的ではなく、言語や文化に対して理解を深めることや積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成することを狙いとしており、このことによって児童がコミュニケーション力を身につけ、他の人々とかかわりを持ちながら豊かな生活を送ることが期待できますし、言語に対する感覚を磨き、改めて日本語のよさに気がつくことも期待できると考えます。

そのようなことから外国語教育と日本語教育は相反するものではないと考えますので、どちらが重要であるということではなく、日本語教育も外国語教育もともに重視することにより相乗効果が生まれ、児童・生徒の健やかな成長につながるものであると考えます。

私からは以上であります。

○島軒純一議長 渋間佳寿美議員。

○17番(渋間佳寿美議員) まずは、外来語＝片

仮名語表記・表現について再度質問させていただきます。

市長の答弁の中にありました「ことばの手引き」、平成7年につくったものだと。今後改訂はしていくということなんですけれども、その平成7年のものをちょっと見させていただきました。今となつては片仮名語もほぼ日本語として使われているものが多くあったように見受けられました。そして、今現在使われているような言葉というのがなくて、平成7年、今から十七、八年ぐらいですか、それぐらい前。言葉というのは申し上げたとおり変わりつつあるものですから、十七、八年前となると、もう既にこれは日本語として普通に使われている片仮名語もありました。それをまた一応基本にしつつ、今後新たに、さらに今も入ってきているさまざまな言葉がありますけれども、それについてはやはりわかりやすいように表記していく、訳していくという姿勢が大事だと思います。

そして、市長の答弁にもありましたように、日本語を重視していくんだと、その姿勢を貫いていただきたいと思いますけれども、まずは平成7年に手引きをつくったといつても、これはかなり古くなりました。改訂をしていくという話なんですけれども、具体的にいつごろをめどにして改訂していこうとしているのか、めどでも結構です。言葉はどんどん入ってきますから、どこの線で区切ったらいいいかわからないものですから、大体どの辺で区切りをつけて改訂版を出していきたいという意識について伺いたいと思います。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 当時の手引きの発端は、まず日本語が難しいと。今はめったに使わなくなりましたけれども例えば「しんしゃく」、あと特に市民の中で難しいというのが「瑕疵」、こういった言葉について、瑕疵は今でも使っております、振り仮名、ルビを振って。ですが、日本語そのものが難しいということがあって、ついでに片仮名もというふうな発端だったと思います。

今、パソコンが急速に普及しまして、パソコン用語は相当片仮名が入っております。だから、その辺のところも踏まえて、なおかつ議員が御指摘されるような、ちょっとわかりにくいような外来語、実態を踏まえて、まずはその状況を確認してみたいなと思っているところでございます。

○島軒純一議長 渋間佳寿美議員。

○17番(渋間佳寿美議員) 状況を確認した上で、いずれの段階にはきちんとした基準というようなものをつくって、その都度、手引きなりなんなりをつくっていく必要があるんじゃないかなと思います。やはり、NHKの二の舞になってほしくないんです。苦痛を与えられるような表現方法というのは、ただですら行政用語と言われるわけですから、これは日々気にしながら取り組んでいただきたいと思います。

この気にするというのが、まず大事です。言葉、言語活動をする上では、何気なくではなく、気にしながら使っていく。そうすると日本語の能力、言語活動の能力というものも高まっていきますので、ぜひそのような対応をしていただきたいと思います。

そして、壇上の質問でも申し上げましたけれども、明治時代の有識者たちは和製漢語というものをつくって、わかりやすくしたわけです。そこで、パソコン関係、情報通信関係の言葉、本当にさまざま入ってきておりますけれども、これについても頑張って、そのまま使うんじゃないくて、米沢市職員初の翻訳が全国規模で使われるようになったとなれば最高じゃないですか。言葉を大事にするまち、米沢市、こういったまちにしていてもらいたいものです。市の職員に限らず、何かコンクールとかやってもいいんじゃないですか。市民対象に、これを何と訳すと。

この間、私、大変困った言葉がありまして、来るべきユビキタス時代にインターネット社会は大きく変化をなす云々と続くんです。この「ユビキタス」とは何だと。ユビキタス、もう平気で使っ

ているんですね、情報通信関係の言葉。わかりますか、ユビキタス。いつでもどこでも情報通信できるみたいな、「いつでもどこでも」みたいな意味らしいんです。これを私、何かいい言葉ないか考えたんですけども、適当なのが思いつかなくて。そういったちょっと面倒くさい言葉を、すぐ「ユビキタス」なんて使わないで、何か日本語、当てはまるような、米沢市主催のコンクールとかやって、言葉を大事にするまちだと。米沢発のものが全国発信できるような、言葉で発信する、これもおもしろいなと思ったものですから、答弁は要らないですけども言ってみただけです。ぜひ頭の隅に置いておきながら、考えてみていただきたいと思います。

そこで、次に日本語教育、教育委員会のほうにお尋ねします。おおむね教育長のお話、納得できるものでありました。私も別に、終盤に言った、外国語教育と日本語教育は対峙するものではないと思っております。そのとおりです。だから私は異を唱えるものでもありませんし、先ほど私、壇上で申し上げた牛の例、オックスとかブル、あれは逆に言うと、英語がわからないと、比較する対象がないと、日本語のすごさというのもわからないんです。そして、言葉とは文化だということも、比較の対象がないとわからない。ですから、特段私は外国語教育はけしからんと、そんな話をしているわけではありません。ぜひ、言語活動という意識において外国語教育にも取り組んでいただきたいと思っております。

そこで、私、壇上で申し上げました、私の知合いの先生数名に聞いたところ、壇上で申し上げたような、国語の能力がやっぱり重要だと。ほかの教科にも派生するんだというような話を聞きました。教育委員会としてはどういう認識といいですか感覚というか、捉えていらっしゃるでしょうか。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 議員お述べのとおり、私

どもとしても国語が全ての教科の基本、土台というふうに捉えております。時数で見ましても、1年生が年間850時間の学習の時間のうち306時間、2年生が910時間のうち310時間ということで、週にして1日2時間ぐらいずつ国語の授業を行っているというようなことで、とにかく1、2年生のときに教科としてしっかり学ばせて、それを上の学年では全部の教科に派生して学習を広げていくということでもあります。

先ほど渋間佳寿美議員が日本語のよさとして、表意文字、表音文字、両方持っている言語ですので、そういった部分で外国の文化を取り入れるときにもいいですし、それから一つ一つの物の名前とまとまったものの名前を持っている、これも日本語のよさだと思いますので、そういった日本語のよさを言葉を通してもっとも子供たちに教えていきたいと思っています。

○島軒純一議長 渋間佳寿美議員。

○17番（渋間佳寿美議員） 日本語のよさというものを理解した上で取り組んでいる姿、評価したいと思います。ぜひ引き続き、その姿勢で取り組んでいただきたいと思います。

そこで、一つだけ言うのは、国語の時間を多くとっている、素晴らしいことです。そこで大事なことは、よい文章、いわゆる名作と言われる文章を読ませるということなんです。きれいな日本語、私なんか言葉汚いと怒られるんですけども、きれいな日本語、いい名作を子供のころから読んでいたらよかったなと思います。その反省も踏まえて、ぜひ米沢市内の子供たちには名作というものを多く読ませることによって、そのときは日本語のよさなんて意識しないと思います。ただいい文章、きれいな日本語で書かれた名作というものを引き続き繰り返し読むということになれば、おのずと後になってわかることもありますので、特に低学年であれば、そういった名作を中心的に読んでもらうという方法があると思いますが、これはぜひやっていただきたいと申し上げるにとどめて

おきます。

そして、ことわざとか古文、漢文、古典に親しむ、これも大事なところであります。それと、言葉の変遷というものがわかるんです。縄文時代までさかのぼるというのは、なかなか小さい子供たちにはイメージ、印象ができないわけですから、今あえて、片仮名語を言ってしまいましたが、「印象」と直します。印象があるものですから、印象がわからないものですから、縄文時代なんて言っても、そうすると古文とかわかりやすい、あるいはことわざとか、そうすると昔は読み言葉と書き言葉は違っていただたということも理解できますし、だから昔の書物は何となく読みづらいな、だけど書き言葉と読み言葉は違っていただた。ところが、最近なんだと、読み言葉と書き言葉が一緒になったというのは。そういった言葉の変遷というものを古文や古典、ことわざなどを教えることによって理解していくんじゃないかなと思いますので、引き続き古典も重視していただきたいと思います。

そして、教える側の先生たち、これも研修等々をやっている、言語活動についての研修、校内研究を積極的にやっているということで、これも引き続き続けていただきたい話でありますけれども、成り立ちについては意識があるだけだと。国語、日本語の本当に深いところ、先ほど私が壇上で述べたような話については、まだまだというような教育長の話でありましたけれども、今後深いところまでわかると、子供たちに教えるときに、深いところでわかると教え方も違ってくるとい部分と考えられますので、深いところの日本語の成り立ちとかの研究や研修、取り組んでいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 議員お述べのとおり、今回実は学習指導要領の改訂の部分で、言語にかかわることでは、話すこと・聞くこと、それから書くこと、そして読むことという3つの領域がある

んですが、そのほかに言語事項というくくりだったんですが、今回の学習指導要領の改訂では、言語文化と国語の特質に関する事項というふうに変わったんです。その変わった中身の中で、やはり我が国において継承されてきた言語文化に親しむことができるように、長く親しまれている和歌とか物語とか俳句とか漢詩とか、そういった古典、それから物語、詩、伝記、民話など、近代のものも含めて扱っていくということでもあります。ですので、そういった部分で先生方の研修に力を入れて、より深く国語、日本語を勉強して、そして子供たちの場に立てるように、研修には力を入れていきたいと思います。

○島軒純一議長 渋間佳寿美議員。

○17番（渋間佳寿美議員） 総じて、市行政のほうも教育委員会のほうも、言葉というものを大切に、日本語というものを大切にしよう、そして言語活動としてきちんとしていこうという姿が見受けられました。これは評価したいと思います。さらに、これを続けていくだけでなく、発展して続けていっていただきたいということを申し上げたいと思います。

最後に、言葉、私、質問の冒頭、壇上で申し上げたように、言霊と言いました。日本語は言霊とよく言われます。言葉というのは、昔は「ことのは」と読んでおりました。語源が皆様のお手元に。

「こ」というのは、凝るとか、凍る、混む、込めるといように、固まりを意味しています。そして、言葉の「と」は、戸、閉じる、とどまる、とまるのように、まさしく「とまる」。ことのはの「は」とは、赤ちゃんが生まれて口から生える歯、あるいは地面から芽が出て生える「葉」、あるいは晴れるとか張るとか、そういう意味合いで「出ていく」という意味があります。「は」の意味には。つまり、固まっているもの、とどまっているものが、一気に出ていく、これが言葉。ですから、内面の思っていること、思いや考えというものを出すというのが言葉の語源なんです。ですから、

日本語の言葉というのは言霊である、魂の叫びなんだということを御理解いただきたいと思います。

そして、ずっと明日も一般質問が続きます。議員たちの魂の言葉なんだと、言霊なんだという意識を持って、ぜひ市、行政においても言霊を持って答えていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○島軒純一議長 以上で17番渋間佳寿美議員の一般質問を終了いたします。

.....

散 会

○島軒純一議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 4時11分 散 会

